

平成26年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第61号

平成26年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年9月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
6番 白 川 正 樹	7番 本屋敷 崇
8番 白 川 年 男	9番 白 川 皆 男
10番 大 西 樹	11番 藤 田 昌 大
12番 松 下 一 美	13番 三 好 勝 利
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 関 洋 三	

欠席議員 1名

5番 三 好 郁 雄

会議録署名議員の指名議員

4番 合 田 正 夫

6番 白 川 正 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長	齊 藤 賢 一	総 務 課 長	齋 部 正 典
企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

三好郁雄議員より欠席の届けがありましたので御報告いたします。

なお、白川年男議員よりおくれるとの報告がありました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において4番、合田正夫君、6番、白川正樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回の一般質問ですが、質問する内容としては会計制度についてということですがけれども、今、地方自治体のほうは、今まで現金主義の単式簿記でずっとやってきたわけですがけれども、平成18年でしたか、総務省より通知され、発生主義の複式簿記に移行してくださいというような流れがありまして、全国的にそのようになっておりますし、今回、くれました25年度の主要施策の成果に関する報告書の中でも、24年度の決算の財務諸表としてバランスシートが出てきておりますが、この新地方公会計制度によるバランスシートの部分においては種々問題もまだまだあるわけですがけれども、そのあたりをどのように把握されているのかということにつきまして、ちょっと本日は質問させていただきたいなど

思いますので、この新公会計制度の移行に伴うに当たり、現在の状況及び課題、それと今後のスケジュールというものをまずもってお示ししていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員の会計制度についての御質問にお答えいたします。

当町では、町民等に対するアカウンタビリティ（説明責任）の充実を図るため、企業会計的な手法を取り入れ、貸借対照表などの財務書類を作成する公会計制度改革の取り組みを平成21年度から進めてまいりました。

地方分権の流れの中で、より正確な財務情報の公開と資産、債務の適正な管理の推進のため、平成23年度からは前年度決算について国が示す総務省方式改訂モデルである新地方公会計制度に基づき貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表を作成し、ホームページで公表してまいりました。

しかし、この総務省方式改訂モデルの財務書類は、事実上、複式仕訳によらず、決算統計のデータを加工する方法で作成するものであり、固定資産の価額についても個別の資産についての把握は行わず、過去の投資的経費を集計した金額をもってその価額とするものであることから、決算統計が開始された昭和44年度より前に取得した資産が計上されないなど、数値の信頼性や検証可能性の面で課題がありました。

近年、東京都を初めとする日々仕訳による本格的な複式簿記による発生主義会計を導入する動きもある中で、本町におきましても複式簿記・発生主義会計の導入の必要性及び有効性について次の3点がポイントであると考えております。

一つ目に、企業会計に近い会計処理を日々行うことにより、町民にわかりやすく詳しい財務情報を早期に公表できること。

二つ目に、人件費や減価償却費、引当金などを含むフルコストで事業費を示すことで職員のコスト意識を改革すること。

三つ目に、PDCAサイクルの確立により、翌年度の施策に有効な予算配分を行うといったマネジメントの強化が見込まれることなどであります。

次に、現行の官庁会計では単式簿記で現金主義により現金収入と現金支出の結果を示す会計であり、予算の執行状況は明確にわかるものの、4つの点において情報が欠如しているという課題がございます。

1点目に、建物、土地等の資産や地方債、退職手当引当金等の負債の情報が得られない。

2点目に、建物や道路等の資産はストックという側面のみで、減価償却費や維持管理経費などコストの発生原因と認識されない。

3点目に、貸付金や収入未済に関する不納リスクが見えない。

4点目に、将来への負担の先送りの実態がわかりにくく、将来の住民負担が見えないという、この4点が現在の官庁会計の課題であると認識いたしております。

このため、複式簿記で発生主義という企業会計基準及び国際公会計基準の考え方を取り

入れた新公会計制度の導入を検討する中で、道路や建物等の資産や地方債等の負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用や人件費等を含めた事業のフルコスト等を把握し、的確な財務マネジメントの実践とアカウントビリティのより一層の充実を図らなければなりません。

このような状況の中、総務大臣通知として、平成26年5月23日付で今後の地方公会計の整備促進についての通知がございました。

要旨といたしましては、今後の新地方公会計の推進に関する研究会で取りまとめた報告書の中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示し、平成27年1月ごろまでに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう国として要請する予定ということであります。ただし、現段階では現行の会計、つまり官庁財務会計方式による経理システムを複式簿記を取り入れた新公会計制度に変換するわけではなく、固定資産や減価償却などを盛り込んだ決算統計とは別の決算指標である財務書類4表の作成を平成29年度までに要請することでございます。

今後、当町における新公会計制度導入のスケジュールにつきましては、平成27年1月ごろまでに示される国の具体的なマニュアルに基づき、平成26年度は財務書類等を作成する上で重要となる固定資産台帳の精査を行い、平成27年度からは国が示す新しい基準に改正した財務書類を作成いたします。

また、会計処理体制の変換、つまり現行の官庁会計から新公会計への移行につきましては、全国的に見ましても、東京都や大阪府、新潟県、大阪市など大都市に限られ、実施団体は少なく、香川県内は皆無であります。

現行の会計処理体制を変えとなると、国全体での大規模な取り組みとなり、会計システムの入れかえに係る多大な初期費用を初め、人材の育成、教育等各自治体の事務負担などさまざまな課題が山積しているため、国及び先進地団体の状況を見きわめながら、近隣自治体と歩調を合わせ、今後も慎重に検討を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 ありがとうございます。今、町長より説明があった新会計制度への移行に関する部分における国の動きに対するまんのう町の動きというものも示していただきましたけれども、その中で3点の公会計制度に移ることによる効果、さらには今の新公会計制度の4点の課題、まさしくそのとおりであろうと思うんですけども、なかなか地方公共団体の財務がわかってない方において、この発生現金主義で単式簿記のことによる問題として何が一番の問題なのかというところがわかりづらいんだと。今の説明でも、僕も今まで説明してないですから、聞いてらっしゃる方とかはわかりづらいんだと思うんですけども、今までの単式簿記・現金主義というのは、かなり費用対効果というものを無視

した制度なんです。現金が税金として入りました。これだけ入ったんで、町民の皆さんのために何に使いましょうかだけで終わるんです。それをつくることによってどれぐらいの維持費がかかり、次、修繕するには何年かかって、そのときにはどれぐらいの費用がかかりますよというような観点ではないわけです。これが僕が議員になってからずっと言っているLCCに部分です。ライフ・サイクル・コスト、費用対効果。ここの認識が甘くなるのが現金主義であり単式簿記であると。それもわかっていることから、総務省のほうが、自治体会計は地方自治法においてこっちでしなさいよというふうにはなってますけども、変えましょうねという流れになってきている。だからこそ、東京都や大阪市、こういった大都市ではその必要性、さっき言った3点の効果が期待できるとして、フルコストの複式簿記に移行しよるわけです。それをすることによって3点の効果、事業による費用対効果、住民の負担、いろんなことが出てくるわけです。だからこそ移行しなければならない。そういう時期に入っている。高度成長期のころでしたら、たくさんお金が入ってきます。たくさん入ってきたお金をインフラ整備としてするにも、インフラ整備をまだまだしなけりゃいけなかった。お金を入れてもお金を入れても仕事があったんです。だからこそできたし、お金が入ってきたから、先のことなんか考えてなかったんです。だから結局、うちのほうもお金がなくなってきた。そしてインフラ整備はほとんど終わっている。そして橋とか道路とかを見てもそうですけども、建てかえ時期であったりに来てしまっているわけです。この間、建経のほうでも橋梁のほうを出していただきましたけども、もう建てかえ時期が迫っている橋梁がたくさん出てきている。道德寺橋だけでも1億5,000万円ですよ、一本変えるのに。200カ所を超える橋があって、1本当たり1億5,000万円。全部変えよったら何ぼ要るねんという話になるわけです。そんなことを考えずにインフラ整備をしてきた結果がこれなんです。だからこそ変えなければならない、そうではないかという話なんです。

確かに、今、事務負担であるとかそういった部分をおっしゃっていましたがけれども、そんなことを言いよる場合じゃないんです。各課において損益計算書や貸借対照表をつくれるようにならなかつたら、結局、役場の中においてLCCであるとか費用対効果という部分の認識が出てこないわけです。今は総務省がやれ言いよるからやりよるわけです。その考えを直していただくためにも、やることはたくさんあるんじゃないでしょうかという今回の質問なわけです。

総務省のほうも気づいて、26年度の新公会計制度ではさっき挙げたような4点の問題点があると。だからフルコストのほうの公会計に持っていきたいというのが来てますけれども、それを待っておったんでは、近隣と歩調を合わす必要性なんか一切ないんです。まずもってやらなければならないことなんです、仕事をする上において。何より先にせいかんのです。この事業は何のためにどれほどのコストが要ると。住民負担はどれだけだと。この問題意識がないまま事業をされたんでは困るというだけの話なんです。だからこそ町長が先頭に立って、総務課長に、副町長に、もう今、必要なやから、ほかの近隣市町と

肩を並べる必要性があるんかと。やらないかんやないかと。発生主義・複式簿記に変えることによって役場の仕事は変わるんだと。そのために公認会計士であるとか、そういった人たちのレクチャーを受けて、各課において台帳をつける作業をしていかないかんのです。それがP D C Aにつながるんです。そう思わないかという質問なわけです。

だから今の説明をした中において、もう待たなしてしていかなと、この地方公共団体の意識改革という部分において、この単式簿記・現金主義というのは大きな問題点があると僕は認識しているわけです。そのことについて、町長としてこの自治体の会計を預かる身としてどのように考えると。その部分をぜひともお聞かせいただきたいし、本来ならば近隣市町と足並みをそろえてなんていう話ではなくて、それはそうだと、本屋敷君が言うとおりで。公認会計士を雇って、複式簿記の連携をして、フルコストの会計制度に移行するために、1年でも早く着手しますよという答えを言っていただけないものかなというだけの話なんです。そのことについて、今、言って僕が説明したんですけども、もしそれに対して、いやいや私はこう思うんやという部分があれば説明していただいて、その説明の上において今後のスケジュールをお聞かせ願いたいなと思うんですが、よろしく願います。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。

今、本屋敷議員さんがおっしゃられたように、フルコストの会計制度をしていくということは非常に重要であるというふうに私も認識はいたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、それに移行するまでにいろいろな課題がございます。現在は東京都か大阪の大都市しか取り組んでおりません。これはいろいろな問題があって、そういった財政基盤のしっかりしたところではなかったらなかなかできにくいというようなこともありまして、香川県ではまだどこもやっておりません。

また、我々は行政の中で中讃広域行政ということで、中讃広域の中でいろいろやっておりますし、ホストのコンピュータも中讃広域の中で扱っておるわけでありまして、まんのう町単独でそれを大きく変えていくということは、非常に課題が多いものがございます。そういうことで、先ほども申し上げましたように、近隣の市町村といいますか、中讃広域の中でも皆さん方と歩調を合わせてやっていくのが一番効率的ではないかなということも思っております。

当然、本屋敷議員さんのおっしゃられるように、公認会計士さんにレクチャーをしていただいて、そういったことでこれからはそういう複式簿記に変えていかなければいけない、そのための勉強というのは十分必要であるというふうに思っておりますので、そういったそれに移行するためのいろいろ勉強とか研修等はやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 今の答弁をいただいて、ちょっと疑問点としては、町長としてこの問

題に関して意識という部分において、そこを変えようという気であるとか、役場の仕事の意識改革をしようという面において足らぬのではないかなという気がするわけです。大都市といっても、東京都の予算規模は1兆円です。1兆円を超える都市がやっぴよる。確かに人数は違いますよ。人数は違うかもしれないですけども、1兆円規模とうちは150億規模です。やってやれんわけがないですし、やらないかんのですよ。本来は大都市じゃなくて、小さい自治体のほうが入れやすいんです。資産も少ない、取り扱える金も違う。それは言いわけです。やらない理由を述べているんですよ。東京ができるんやからできる、これは当然です。この規模でいけばですよ。全然お金の台帳の規模が違いますもん、発生する金額が、仕訳する項目が。多分、課、職員の一人当たりで言えばほとんど変わらんです。もっと多分簡単なんです、うちのほうが。それはできない理由じゃないです。

まずは中讃広域という話が出ましたけれども、中讃広域で、今、しているのは、新公会計制度の財務諸表をつくるに当たって合わせているだけの話であって、本来の発生主義から言えば合わす必要性なんか一切ないんです。全部仕訳せないかんのですから。仕訳台帳は基本的に各市町村が持つんですから。ただ、打ち出しプロットにおいては、中讃広域でやればいいかもしれませんが、各資産台帳の管理というのは中讃広域がするわけじゃないんです。各課でしなければならないし、各市町村でなければならない。だからほかの近隣市町村がしようがしまいが関係ないんです。うちがすればいいんです。だからほかに人的要因、事務負担とかいったら、仕事の根本的な考え方を変えてから仕事をせんかったら意味がないんです。だからこそ、この仕事というのは、今の役場の中における最重要優先課題なんです。現金主義・単式簿記から発生主義の複式簿記に変える。費用対効果を考えたLCCの概念で事業を考えていくと。それに移行しますよと町長が言ってもらわなかんのです。言わない限りはずっとこのままなんです。1年間で入ってきたお金を1年間でどう使うか。長期的視野ではなく、単年度決算、単年度予算のその概念で仕事をされるんです。それを積み重ねていくと、夕張の問題でも単年度決算、現金主義の問題という部分も上げられてました。後年度負担が見えんのです。

だからこの財務諸表で純資産比率とか書いてますけど、さっき4点の中にもありましたけど、ほとんど意味をなさない。正確なものではないんです、見えんのです。投資家であるなら投資する対象に当たらない。

さっきも述べたように、東京都みたいなどころではないではなくて、まずうちみたいなどころのほうができる、これは間違いない。中讃広域と合わす必要性もない。役場においてこの考え方、単年度主義ではなく中長期的な視野に立った考え方で仕事をする。これ、今の優先課題からいったら、何よりもかによりも予算を割くべきなんです。ほかの事業をやめてもいいですよ、もしそれに1,000万円、2,000万円かかるのであれば。だからこそ、ほかよりも1年でも2年でも早くフルコストのこの会計制度の考え方を導入してもらわなければ困るわけです。

先ほど町長が述べられたできない理由の部分においては、私のほうで反論させていただ

きましたけれども、その反論を受けて、またその反論につけ加えてなぜ必要なのかという部分をちょっと熱く語らせていただきましたけれども、それを受けて、町長としてどうやと。わかったと、本屋敷。1年でも2年でも先に行くよというお心づもりがあるのかどうかをお聞かせいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○**関洋三議長** 再答弁、町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。

本当に貴重な御意見として承っておきます。十分庁内で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。 (三好勝利議員退席 午前9時58分)

○**関洋三議長** 再質問、7番、本屋敷崇君。

○**本屋敷崇議員** きょうのところはこれぐらいにしておいて、12月議会でこの問題、検討した結果というものを聞かせていただきたいと思いますし、多分、3月の予算にはそのあたりの予算が上がってくるのではないかと思いつながら、きょうのところはこれにて質問を終わらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**関洋三議長** 以上で、7番、本屋敷崇君の発言は終わりました。

ちょっと調整いたします。5分ほど休憩いたします。議場の時計で10時5分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

(三好勝利議員着席 午前10時00分)

再開 午前10時05分

○**関洋三議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

13番、三好勝利君。

○**三好勝利議員** それでは通告に従いまして、町長にお尋ねします。

1点目は職員の関係で、これはあくまでも勘違いしないように、職員の配置の権限は議会にはありません。ただ、参考意見として述べるのは町民の一人として十分あると思います。

2番目は来年度の農業予算、今もいろいろ論議しておられましたけど、余り難しいことは。私は1点目も2点目も非常に簡単なこととございます。あんなことしかよう質問せんのかと言われますけど、まだその意味がわかっているかわからんか、現在、まだ進行されておられませんから、再度、質問します。

1点目といたしまして、職員の配置についてです。

職員の配置はもちろん町長、副町長、総務課長、その辺で、また教育長なんか適材適所の配置を考えられておられると思いますけど、時々、適材適所に当てはまらない場合がありますから、私はあえて気がついた点を報告します。まだ個人名の場合はそこはあんな

り言いません。

まず、建設土地改良課におきましても、これだけの広大な約200平方キロぐらいの大川の奥から、高篠下のライスセンターのところまで範囲が広いです。そこを七、八名か、今、何名おるのか、10名ぐらいおるのかな、それぐらいの職員で見て回り、また最近も建設経済常任委員会るとき、委員長の配慮で現場視察に同行させていただきまして、本当に今まで行ったことのないようなところ、こういうところもやはりがけが崩れて災害があるんだと、そういうのも行って初めてわかるわけでございまして、それを結局、例えば以前のようにころころころ1年か半年、2年ぐらいで中央政治と同じようにトップが変わったんではわかりません。ここ最近、ちょっと落ちついてますけど、私が提案したいのは、例えば建設土地改良などの現場の場合は、以前も申しましたけど、やっぱり全ての職責を恐らくずっと覚えさすのだというのが、今、そこで座っておる副町長の意見でありまして、私もそれはわかります。ただし、全ての職責を網羅して、最後に夢見て町長にでもというような方もおられますけど、約十何年に一度、20年に一度しか、トップを目指しても、民間からも来ますし、職員のOBからでもなれるし、議員のOBからでもなれますから、そう簡単にはトップには座れません。（白川年男議員着席 午前10時08分）

そういう中で、やはり事業を円滑に、またフル活用して、予算面がありましたけど、限られた予算で最高の効率を出すするには、特に土地改良なんかはさっきも言ったけど、やはり網羅した担当の職員で、これは将来、土地改良としてやっていける、建設課としてやっていけるといのが上から見ればわかるはずですよ。そういう職員をやはり配置して、5年になったら5年、課長代理、あとの5年で仕上げる。課長代理のときにいろんなことを勉強して、調査して、これは今の予算ではだめだと、これで将来的に予算が出るだろうと、そういうような予算を自分の頭の中に入れて、図面を頭に入れて、大概のことは5年おればわかります。それで最後の5年間でフル活用して仕上げていくと、そういう点を言っておるんです。ただ、この職員が云々、あの職員が云々じゃなくして、やはり適材適所があると思うんです。現場へ行って、怒られても怒られても耐える職員と、やっぱりちょっと怒られたらかっとなる職員と、私は長靴をはいて外へ行くのはつらいと、部屋の中でパソコンでずっと朝から晩まで文書をつくってやっておるのが性格に合うという職員もおるはずですよ。そういう職員を別に長靴やって出したってそれはだめです。能率が上がらんです。我々のように半日か2日ぐらい机の上に座っておればノイローゼになるような性格の者を、極端にいったらやったって、これはまただめなんです。ですからその辺はずっと網羅して、大体見てみると、課長会なんかも開いておるんですけど、あの職員どうやって、いやこれは町長、向かんと、これはちょっと向くでというのは大体わかります。優秀な職員が入っておるわけですから、優秀な職員をよりよく効率よく使えば人件費は安くなる。一部では職員を減らせ、議員の数を減らせという方もおられる。私は絶対にそれは言いません。とにかく私の関係者で支持をいただいている方は、いかにいい町をつくってもらおうかと。そのためにおまえら送ってあるでと。そのために職員はおるんです。町長がおるん

です。いかにいい町をつくるかと。職員を減らしたり、給料を減らしたり、議員の数を減らしたりで、そなたにできるわと。あしたにできるわと。いい町をつくるのは5年、10年とかかるわと、歴史が物語るわけですから。

特にまた最近の場合は、中国政府もやっと30年遅きにして夢みただすけど、地方創生担当大臣、石破さん、先月7月ですか、ある会議でお会いして、2時間ほどいろいろなお話をさせていただいたけど、立派な方です、本当に。この方は、お父さんが県知事、県知事から国交省の大臣まで務めた家柄の方です。ただし出身は鳥取の山奥です。我々で言ったら仲南の山奥です。そういうところで生まれ育ったから、地方のことはよくわかっています。大体歴代のがわかるでしょ。我が讃岐が輩出した大政治家、大平正芳大先生、田園都市構想。その次は進軍ラッパやブルドーザーのような田中角栄先生、日本列島改造論。その次には竹下登さんのふるさと創生、皆さん、やりました。それなりのやっぱり成果はあったと思います。今度はやっと本当に政府も本腰を入れて地方再生をやると。やはりある解説者が言った、どこまでやれるかどうかと。人が言えばすぐ批判して、ああじゃない、こうじゃないという国会議員もおります。それはそれでいいじゃないですか。数が少ないけど、やっぱり一番大きな政党が一番大きな人数がおるわけですから。そういう何十年に一回のそういうシステムを本腰を入れてやっておるわけですから。町長さん、よう聞いてよ。それで職員をそういうように配置して、結局、まんのう町は何をやっていくのがベターだろうかというヒマワリ牛もできました。その上にはやっぱり米の問題も、この2番目で提案させていただきますけど、非常にすばらしい生活雑排水が入ってこない米がたくさんあります。そういうものをやはり全国的に売り出していくにはまたとないチャンスです。それにはやっぱり議会もさることながら、執行部の職員が頑張ってやらなければまちづくりはできません。

そういう中で、1点目は職員の適材適所の配置、それとやはりもう一つ出してあるのは、同じ項目だから、これ、かまんかな、1項目で。同じついでで、職員の関係やから。女性の管理職の登用というのを私は提案してあります。以前から言いました。何回も言っています。それは非常に女性の数が少ない。職員が少ない。それとまた年功序列という制度もわかります。ただ、中央においてもやっと5人の女性の大臣を出しました。1人はもともと総理のお嬢さんで経済産業大臣。経済産業、これは果たしてお嬢さんでわかるんだろうかなと思う、現場のことが。それと高市総務大臣、それともう1人少子化担当、これはやっぱり女性でわかるでしょう。はや、週刊誌に2名は過去の十何年前にさかのぼった写真が載ったりしております。こういうマスコミにも大きな責任があるんです。過去は過去、過去と現在とどっちをとるかという、現在、これから将来を私はとってもらいたい。一生懸命、今度、心機一転やるものに、はや、十数年前の写真を掲載して、面白半分で作っておる。これは誰かがやっぱりすっぱ抜いたんでしょ。我々の町はそういうことはありません。

そういう中で、女性の管理職ポストについて、私が特にお願いしたいのは、以前からこ

れは何回も何回も言っている。これはやっぱり教育委員会の管轄で、教育長の管轄になるんですけど、やはりトップの責任者の町長にお願いしておきます。

まず保育所、幼稚園、このスパン、小学校、中学校、今は保育所から中学校まで全部のスパンを数名の職員で担当しておるんです。これはできるはずがないでしょ、幾ら優秀でも。行ってみてください、幼稚園、保育所。男子の職員は南にたしか1人だったかな。ただし立派な方です、聞いてみると。職員からも慕われておるし、父兄からも慕われておる。生徒からも慕われておる。ただ、悲しいかな臨時職員であると。1人はおかしいんがおると、名前は言いませんけど。ぱっと見て5人おってすぐわかりますけど、局長、知ってます、聞いてみてください、この人ですから。私、話もせんけどすぐわかりました。そういうやはりオーラがあるわけですよ、人間。それを見抜くのはやっぱり採用者の力と権限ですよ、見識。採用者の責任ですよ、これ、はっきり言って。

最近、本町の職員の場合は若手の職員でも本当に立派な方がたくさん入っておられます。ただ、立派な方に入ってもらって、5年、10年たつと、失礼ですけどマンネリ化して、その辺がちょっと変わってくるのが非常に欠点です。ですからそのところは、今回、私がここへ立てるのもあと3年ですから、限られておるでしょ。ですから今のうちに改革できることは改革してもらって、やっぱりまんのう町は合併してよかったなど。県下でも知れた町になったなどというのを、やっぱり町長、職員でやっていただきたいから、私、言うんですよ。どうでもいいんだったら言わないですよ。

だから、金も要るときは使わないかん、余分な金はだめやけど。あれもしたらいかん、これもしたらいかん、お先真っ暗なことを言ったら、町民はどなんなりますか。やはり昭和三十何年に池田総理、立派な総理が貧乏人は麦飯を食えと、時の総理大臣が国民を捕まえてこななこと言えますか。あれから急に高度成長して、ふるさと創生、列島改造論、進軍ラッパを吹いたでしようが。あの方も立派だけど、よりもよって、いろんな国策で潰してしまっただけですよ、立派な方を。そういうことに町長さん、職員はならんように、立派な人は立派な人でどんどん重要ポストにつけて、結局、力を発揮してもらってやってください。それはもう切にお願いしておきます。

私が言うなれば、おまえ、またそんなこと言いよるんかといえはそれは結構ですけど、やはり適材適所でやって、産業経済でも毎年毎年変わったんではいかん。やっぱり5年やったら5年、課長代理で研究して、農業委員さんと話をして、将来はどうあるべきかと。それで最後の5年間、課長で総仕上げして勇退するという、そういうふうなシステムをやはり持たさんと、職員が来年どこへ飛ばされる、どこへ行くやろか、福祉課行くやろか、税務課へ行くやろか、どこ行くやろか、仲南支所へ行くやろか、それやったら身が入らんですよ、大体。ほんなら結局、君は5年間課長代理で勉強せえと。そのかわりあとの5年間は総仕上げで、立派な農業行政、建設行政を頼むぞというようにやってみてください。本人もやっぱり迫力持ってやるはずですよ。ころころころころ変えたんではそれはもうダメです。

我々議会もやっぱり教民の委員もやった。建経もやりました。総務もやった。全てやりました。だからある程度わかるんであって、町長、もうそこら辺でふん切って、私が何回も言うように、栗田町長、よく考えてくださいよ。県から選ばれたんじゃないで、まんのうの町民から選ばれとるんですよ。2回も無投票ですよ。無投票ということは、全員から支持されとるんですよ。我々はほんの一部からしか支持は得てないですけど、町長は全員から支持されておるんです。無投票ということは全幅の信頼感ですから、だから責任は普通の投票で選ばれた町長よりずっと責任は重いんですよ。そこを十分把握してください。

それで、先ほど飛び飛びになりましたけど、自分で町長は頭がいいから私が言わんとすることを十分整理してください。女性の管理職はなぜかという、やっぱり保育所、幼稚園というのは、行ってみると、ほとんどPTAの役員もお母さん方、それから先生もほとんど女性の方、子供は男女一緒に来てますけど、ただ中学校ぐらいになると、先生は男性の先生もおるし、小学校になると多少おりますけど、幼稚園、保育所の場合は9割幾らまで女性の保母さん、先生です。ですから私が提案したいのは、そんなことを言うと我々の権限がなくなるかというかわかりませんが、幼稚園の先生を採用する場合は、5名来たら、幼稚園の園長会かそこらで面接してやってみてください。最終的には町長が責任をとるわけですから、最終の権限は。やはり現場で、この人とこの人だったら適応できるというのは一番よく知っておるわけです。園長とか保育所の所長なんかだったら、10年、20年なら、最低、恐らく約30年ぐらいたっておるはずですよ、20歳から入って。ですから全て経験したすばらしい園長がおります。そういう方に3人おって1人採用するんだったら、この方だったら、将来、やっぱり生徒と我々とうまくやっていけるな。この方はちょっとペーパーはいいけど性格的に無理だなということは判断はつくと思いますから、そうならば、同じ雇っても立派に運営ができます。

それと、特に現場を預かる保母さん、幼稚園の先生なんかにおいて、臨時職員の場合は事務職も臨時職員云々だけど、やっぱり人間を育てて、人間を昼間、預かっておるわけですから、きょうはちょっと手が足らんから、夜、持ち帰って子供のおしめを家まで行って手伝うかと、そういうことは不可能でしょうが。現場で消化せないかん。行ってください。あれだけのたくさんの保育所でおしめした子供さんをお預かりして見とるわけですよ。大変ですよ。やっぱり時々現場も回って、本当にえらい仕事をやっておる重要なポストを十分把握して、やっぱりその辺で配分してください。ぜひともお願いしておきます。難しいことではないと。町長としてやるかやらんかの問題です、それは。すぐでなくても将来的にそういうふうにしていこうという考えがあれば聞かせてください。

それと女性管理職、やっとうちも健康増進課長が変わってますけど、やはり新しいシステムを次々あれして、かりんの里、わかるでしょ、温泉の云々、賛否両論で相当もめました、数年前。ここへ満タンの傍聴人が来ておりました、採決するとき。思い切って町長の決断でやっぱり方向転換して、今、育児サロンをしておるでしょ。これはもう最高ですよ。この育児サロン、この辺の近辺では。また広島のほうをずっと教民で見学に行ってきた

ましたけど、最高のやっぱりサロンです。それでお母さん方に聞いてみると、ちょっと進入が狭いけど、ちょっと中心部からずれておるけど、車で行くから何とか非常に好評です。ボランティアで行っている人も好評やし、お母さん方も聞いてみたら、子供はいい悪いは文句は言えませんが、若いお母さん方に聞いたら、本当にきれいなところで喜んでおられます。これは町長さん、やっぱり行政でしょ、はっきり言って。余り言ったら、次、農業問題の時間がなくなりますので、とりあえずこれ、始め、町長、どういうふうに返答されるか、これとこれはできんと。これとこれは将来考えてもいいという、その返事でいいですから、せつかく、私、これ、ない頭を絞って質問をしとるわけですから、よろしくお願ひします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員の職員の配置における女性管理職についての御質問にお答えいたします。

まず、一般的なお話からさせていただきたいと思います。

指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度とする政府目標の達成に向けて、全上場企業においては積極的に役員、管理職に女性を登用していただきたいと思います。まず役員に1人は女性を登用していただきたいと思います、安倍首相が4月に経済界との意見交換会でこう発言し、女性管理職問題が注目を集めております。

自民党は参議院選挙でも2020年度までには30%を公約として掲げ、女性の躍進の推進を明確に打ち出したところでございます。

確かに日本は女性の管理職比率が国際的に見ると低いところでございます。内閣府が発表した2013年度男女共同参画白書によると日本は11.1%でした。比較した12カ国のうち韓国の9.4%に次いで2番目に低い水準となっております。女性の力を経済活性化に生かすためにも、積極的に推進していくべきだとは思いますが、しかし一部からは数値目標だけがひとり歩きするのはいかがなものか、女性だけを優遇する政策なのではないかなどの批判があるほか、そもそも管理職を希望しない女性が多いことも指摘されており、実現可能性については懐疑的な意見も出ておるところでございます。

21世紀に入り、地方公共団体を取り巻く環境は少子高齢化、高度情報化、グローバル化などの急速な進展による社会変化に伴って大きな転換期を迎え、これからの地方自治体はみずからの責任において時代の変化に対応したより高度な行政サービスを提供することが求められております。

環境は常に変化を続けており、その変化に対応し続けるために担い手としての人材が必要でございます。人材の育成を効果的に進め、職員が持つ可能性や能力を最大限に引き出し、組織全体を活性化しなければなりません。そして一人一人の職員が意欲と情熱を持って職務に取り組み、町民の役に立つ人材として育つようにしなければならないと思っております。

自治体間競争に生き残る魅力あるまちづくりとは、とりもなおさず個性あるまちづくり

だと考えております。また、個性あるまちづくりのために個性ある政策が必要であり、独自の政策をつくり実行できる個性ある人材が不可欠となります。すぐれた素質を持つ人材を集め、個性を伸ばす能力開発を行い、すぐれた能力を持つ個性的な職員をつくらなければ、個性あるまちづくりは進めることはできません。

人は自分の能力が生かされていると感じるときや、仕事にやりがいと喜びを見出すときなどに自分の持つ能力を最大限に発揮するものでございます。またそれが向上心につながり、能力開発をより促進することにつながります。

議員御指摘の女性職員の能力活用では、これまでは女性職員の配置や担当業務はややもすると固定的になりがちでありましたが、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを積極的に進め、今後も人事管理上の全ての面で男女間で差別的な取り扱いや先入観、偏見による運用がないようにし、女性職員の能力活用を推進してまいります。

また、個々の職員のきめ細やかな情報を得ることで、より適正な人事配置、人材育成の基礎資料としてまいりたいと考えております。

また、三好議員さん御指摘がございましたように、ことしも今度の土曜日に幼稚園、保育所の先生の採用2次試験を行うようになっております。1次試験はどちらかといいますとペーパーテストで順位を決めるということでございますが、2次試験ではそれぞれの個性、その人柄等をしっかりと2次試験で見詰めて採用していきたいと思っております。

そういった中で、特に幼稚園、保育所の先生の採用に当たりましては、昨年から幼稚園の園長会の会長さん、それからまた保育所の先生の代表の方2名が採用官として一緒に参加をしていただいて、やはり我々なかなかわかりにくい点もしっかりと指摘していただいて、採用を決めておるような状況でございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

また、三好議員さん御指摘のように、庁内にはいろいろな課がございます。その中でも特に建設土地改良課というのは、ほかの課とは少し違う、住民との非常に密接な関係にもありますし、地域に密着した課でございますので、三好議員さんおっしゃるように、来てすぐ仕事ができるとはなかなか考えにくいものであります。やはり何年かの経験を積んで、その職員にしっかりとした職務ができてくるものと思っておりますので、またこの建設土地改良課につきましては、十分その人事の配置についても考慮していきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 何回もできますけど、今度、気が楽で、時間はあとまだわずか13分、あと30分か1時間あれば、午前中ぐらいあればいいのですが、そうもいきません。

さすがに町長、無投票で選ばれておるし、また早速いろんな世間の話をもっと抜粋されて、そういうふうな採用環境をとるといふのでありますから、私が申したいのは、私が能力がないから言いよるわけじゃないんですけど、ペーパーだけでは人間性はわかりません、優秀な。だったら、中央の大学の方が全部全国の市町村の町長とか県知事になりゃいいんで

すよ。これは偏見になるん。やっぱりいろんな方がおいでて、また今、現に香川県の知事さん2期目ですけど、この知事さんも本当に立派な、私は全国でトップクラスの知事さんだと思っております。本当に。小さいこともやっぱり耳を貸していただくし、条件は国の予算が地方がだめだったら、それで普通やったらだめでしょ。やはり知事さんいわく、地域の方が恋焦がれておるものに金を使うのが金の使い道やと。予算は知事、町長、失礼やけど議員、職員にくれたわけじゃないんです。その地域の住民に対して補助金、後で農業関係もですけど、農業の予算というのは、農家の方に対してくれるんであって、職員が来て、職員とか町長や議員がこうやってふるんと違うんです。それを知事さんははっきり明言されております。立派な知事さんです。やっぱりまだ若いですから、あと3期、隣の町長さんみたいに84ぐらいまで元気でやってもらえたら、立派な香川県が生まれ変わると思います。町長だって若いんですから、今から20年、30年は無理でも、あと15年や20年ぐらいは持つと思いますから、一生懸命頑張ってやっていただきたいと、私はそれを期待しております。

ですから女性の管理職、絶対に管理職をつけないといけないという中央の目玉商品じゃなくして、やはり世間がそういうふうになっておるわけですから。

それともう一つお願いしておくのは、身体障害者で仕事ができる方がおります。うちの町は身体障害者は雇用してないでしょ。たしかしてないと思います。ただし1人のものに2,000万円もの金を出しとるんです。そういう偏見なことをせんと、2,000万円も出したら10人雇えます。身体障害者を雇用して立派に現場の仕事とかできる仕事があるはずですよ。そういうのにやっぱり使っていくって、弱者に優しいまちづくり、環境に優しいまちづくりというのも執行部と一緒に考えてやってください。

さっき町長さんが土地改良と言われてましたけど、やはり水道課もそうです。水道課も監査でいつも毎月やってますけど、本当に冬の寒いときによくぼんと凍結して裂けて飛んでいくと。職員の親に聞いてみると、やっぱり携帯があって夜中に飛んでいく。どうしたんかと思ったら、夜中に携帯に連絡が入って、消防隊の職員と一緒にです。飛んでいってやっぱり応急処置すると。我々、朝、ぽっとひねったら水が出る。これは当たり前というけど、それには24時間体制で職員が本当に奔走して頑張っておるわけですよ、限られた予算で。だからそういう点も十分把握していただいて、やはり以前、旧町のときには言うた、旧町といたら失礼やけど水道課長がおりました。10年間水道課でおって、全部知っておるんです、どこにパイプがあるのか。全部頭に入っておるんです。現場に行ったら図面を持って行かんでも、その課長が行ったら大体何メートル下にパイプがあると、ここを掘れと。そういう利便性があったわけです。ですから水道課なんかもやっぱり課長代理から立派なものがおりますから、5年、6年とやって、あと5年間仕上げて、やっぱりよりよい水道行政をやる、現場を把握するには。ほかの課も全てですけど、やはり特に現場を知っておかなければならない、担当が育つと思います。

ですからそういう点をやっていただくのと、やはり私が何回も言うけど、今の教育課長

が悪いというんじゃないです。ただし、これだけ大きな世帯になると、保育所、幼稚園のスパンを別の一つの課として、今度、もし採用が可能ならば、教育委員会の職員の場合は、先生の免許を持った人、保母さんの免許を持った人、幼稚園の免許を持った人を1回5人ぐらい雇ってみてください。ほんだから足らんかったらすぐ助っ人でいけるでしょ、よそから呼んでこんでも。書類は夜、残業したらいいですよ。現場のお子さんは、昼、世話してないからといって、背中流します。おしめかえますといって家まで追わえていけんでしょうが。ただし書類は帰って残業すれば済みますという柔軟性の考えを持って、以前もそうでしたら、昼、きょうは書類やっとして、次の日は助っ人で幼稚園というのは頭がこんがらがら、そんなことないですわ。保母さんの免許を持った者を職員の採用として雇うんです。私が権限があったらそうします。権限がないから、残念ながら、だから雇って、いざとなったら、中学校なんかのバレーとか剣道とか、そういう関係もやっぱり専門の先生がおりますけど、職員の教育委員会に、やはり剣道のすばらしい方、球技のすばらしい方を職員として採用して仕事をしていただいて、放課後はそこでフォローをすると、両方。やっぱりそういう考えを、錦織さんという松江出身のがおるでしょ。松江出身の錦織さん、今度、準優勝した。あの子なんかも夢見てアメリカへ留学してやったけど、特殊なもんですけど、あれは金が要りますけど、そういうのは特殊ですけど、やっぱりそういう柔軟性のある、そしたらやっぱり職員は無駄にならんし、臨時職員を余分に置くこともないし、助っ人をやって、すまんけど昼間は現場へ行って、夜はちょっと2時間ぐらい書類の整理をしてくれんかと、十分できますわ。そういうやっぱり柔軟性のあれを持ってやってください、ぜひとも。

さっきも言ったように、町長はまんのう町から選ばれておるんですから、無投票で2期来とるんです。次も多分無投票になるでしょう、恐らく、予想では。わからんけど、今のところだったらなりますわな。だけどそういう自信を持って、まんのう町のために私はこうやるんだということを發揮して、最高権者ですからできるわけですから。基金もあります。借入金もありますけど、結局、基金も十分、出納室長、それから総務課長、財政のほう、きちっとして、十分近隣町から比べると持ってます。それはやはりトップがそういうふうな指導をしておるわけですから、その点を結局、時間が少なくなったけど、最後は答弁のほうを長くいただきますから、今のことに関して、再度、町長さん、もうちょっと簡単に結構ですから、やるかやらないか。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

いろいろ提言等も交えて貴重な御意見を賜りました。十分柔軟性を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上をもちまして、三好勝利君の1番目の質問を終わります。

続いて、三好勝利君の2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 2番目に入りますけど、1問目の質問は最後、町長はやっぱり決断さ

れて、難しいとは思いますが、私が言った分の何分の1でも達成するようにぜひともお願いしておきます。やはり最高権者ですから、我々は人事権のあれがないですから、残念なことに。

それから次は、議長、2番目かまん、もう6分しかないけど。

○関洋三議長 はい、どうぞ。

○三好勝利議員 簡単に説明しますから、回答は30分でも1時間でも午前中いっぱいでも結構ですから。

これを何回も質問しております、合併前から来年度の農業の予算配分についてというの。なぜかという、ある私の友達が何町分くらいか農機具を買って、農機具といっても大きいのだったら1,000万円する。やってます。馬力はいいです。5人くらい雇ってます。それで肥料はといったら、この辺、地元で買ったんではあれやからメーカーから直で買うと。11トンで買うと。11トンに3杯くらい買う。よう考えてみ。1俵で200円安かったら何ぼになる年間と。いま一度、行政もっとしゃんとして、目をあけて産業経済課でやりよるけど、ちっとしゃんとやれよと、本当に。私、話聞かされて本当に涙が出るような思いやったです。やる人はやってます、一生懸命、本当に。

そういう中で、きょう、ちょっとうちの近くで20年近く農業集団やっておる方に資料をもらおうと思ったけど、ちょっと関係者がいかなかったんですけど、やはり聞いてみたら、以前は10年くらい前は600万ほどの基金持っておったですけど、最近は何百四、五十万しかない。最近、コンバイン買わないかんと。コンバイン買わないかんから、ないところへは泣きついたら何とかするけど、こうやってうちらみたいに優秀で明朗会計でやるところへ、モデル地区として少し褒美でも見てくれんかと。新規に買うのに、田植え機を買ってもやっぱり何百万円要ると。43軒がおるわけですから、組合員で。そういうところへちょっと補助金つけてくれんかと。やっとな国のほうもばらまきから、前にやられた民主党の名前言ってもいいです、小沢一郎、田んぼの真ん中へ行ってええ格好してばらまいた。ばらまいた金は全部ペア、何ちゃできてない。ええ格好して。勝った、政権はとったけど3日で潰れた。3日ではないけど3年で潰れたでしょ。あれがよかったら継続するんですよ。あれほどの八ッ場ダム、あれほどのダムの現場をやりながら、気に食わんから。皆さん、知つとるでしょ。群馬はなぜかといったら保守本流、中曾根、福田、小淵、あれが全部出とるところですよ。そこのダムが気に食わんからといって潰したんですよ。潰した天罰が当たって、結局、自分が潰れたでしょうが。そういう政策はやっぱりいかなのです、町長さん、はっきり言って。ですから農業の場合も、以前は1反お願いしたら、米、わずか食えるという。それで御先祖さんの田んぼでとれた分を仏さんにおまつりしよったと。今はそれもない。こういうわびしい世の中になつとるんですよ。片方じゃ補助金どんどん垂れ流し、片方じゃ垂れ流し、これやったら次はない、またくれ、毎年、8,000億円くらい出しとるでしょ、農林省。うちのまんのう町も2,000万か3,000万くらいいっとるんじゃないですか、補助金は毎年。ほんでいったらペア、3年したら

ペア。ほんでそれをやめたら返還で、一遍も返還してもろてない。全部やったらそれでペア。そういうことを繰り返していったんでは、いつまでたってもやっぱり農業は発展せんし、維持管理ができませんわ。ですからやっぱり集約的なできるところ、基盤整備したところからやれば、もし実現すれば、ある議員さんが言うように、基盤整備したところはよかったと、そしたらうちもやろうかというようになるかもわからん。モデル地区でやればいいんですよ。片方はやって、片方はやったら、片方は怒られる。町長さん、選挙で全町内ですから。我々は全町内で部分的にそれでも何とかできますし、もうそろそろ終末を迎えとるわけですよ、我々は、年数から言うと。ですから結局その辺をやはり脱皮して、私が提案したいのは、何カ所かに分けて全額補助金をつけてくれと、機械に。毎年毎年、8,000億円も1兆円も補助金出して垂れ流して、どこへ行ったか全然分からんと。それやったら機械を買えば5年、10年もつでしょうが。そんなに大した金額は要らへんですよ。まずモデル地区でやってみて、やっぱりオペレーターを決めて、高齢者の方は水ぐらいは見れます。水の管理ぐらいはできます。だけど主な管理は集約的にやってもらう、若い者がおるわけですから。定年退職しても60やったらまだばりばり、昔、65や70といったらよろよろしとったけど、今ごろ65、70といったら、もうみんな元気でばりばりですがな。女性でもトラクターに乗ってやっりよる時代ですよ。ですからそういうところに結局十分予算をつけていただいて、町長さん、わかるでしょ。難しいですよ。だけどまさにふるさと再生という目玉商品が出とるわけですから、ふるさと再生、農地は荒れ放題、原野に返る、猿やイノシシのそのためにほったらかしたらいかんでしょうが。やるんだったら今のうちでしょう、まだいけます。これが5年、10年、そのままほとったら、もう原野に返ったらもう何もできませんよ。そういうことも踏まえて、朝晩、テレビでやっております。ただ、ちょっと時間がないけど参考のために、38銘柄の米の特徴が出とるけど、香川県はおいでまいという米です。それと鳥取はきぬむすめ、一番多いのはひとめぼれとかあきたこまちとか女性の名前が多いんです、ほとんど米の名前は。やっぱり女性が主で使うから女性の名前が多いんです。これ、資料ありますよ。半分以上が女性の名前です。男性の名前はありません。何とかのお父さん米とかいうのは一つもありません、残念なことに。ですからそういうのを十分考慮していただいて、できるところから一回やってみてくださいよ、試験的に。金額はしれてますよ、全国の補助金ばらまきから見たら。ましてや今度、石破茂さんが1期目の大臣になっておるわけですから、張り切りますから。来年、統一地方選挙を迎えて、もう出すはずですよ、目玉商品を。それに飛びつか飛びつかないかは、やはり我々議会もやけど、職員の方の知恵やと思います。

ちょっと時間が短いですから、30分というのは。やっぱり真剣にやるんやったらもっと時間が要るんです。町長さん、私が言ったものを整理して、やってみるかやってみないか。やれないんだったらなぜやれないかと。一応、中央にかけ合ってみてください、まずトップバッターとして。つい最近できたんです、大臣は、ぜひとも。

○関洋三議長 以上。

○三好勝利議員 わかっとる。全部網羅しとるんですから、こんなん初めてですよ。ぜひとも。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員の来年の農林業の予算配分についての御質問にお答えいたします。

まず、一般的なお話からさせていただきたいと思います。

国におきましては、9月3日、第2次安倍改造内閣が発足し、農林水産大臣に西川公也氏が就任されました。

また、9月8日には西川大臣を本部長とする攻めの農林水産業実行本部が設置され、農林水産業・地域の活力創造プランの現場における推進に必要な課題を把握し、その解決策を検討するとともに、農林水産業、農山漁村の所得を向上させ、地域のにぎわいを取り戻していくためのさらなる方策について検討していくこととされております。

このような政策実現に向けた検討にあわせ、先日、27年度の概算要求が示され、農林水産予算総額は2兆6,541億円で、26年度の14.1%増となっております。

重点事項といたしましては、担い手への農地集積、集約化等による構造改革の推進、これは中間管理機構の本格的な稼働による担い手への農地集積、集約化に対する支援や、多様な担い手の育成、確保を図るための新規就農、経営継承総合支援事業、担い手経営発展支援事業への支援となっております。

次に、新たな経営所得安定対策の着実な実施、これは認定農業者等担い手に対する畑作物の直接支払交付金や、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物、そして地域特産物などの作付による水田活用の交付金による支援などとなっております。

次に、強い農林水産業のための基盤づくり、これは農地の大区画化、汎用化、農業水利施設の長寿命化などの農業農村整備事業、国産材の安定供給体制の構築と間伐等の森林施業や路網の整備等の森林整備事業、そして地震、集中豪雨等に対する山地防災力の強化のための荒廃山地の復旧対策のための治山事業のための支援などとなっております。

ほかにも畜産、酪農の競争力の強化や、6次産業化などの農林水産物、食品の高付加価値等の推進などが挙げられております。

このように重点事項に掲げております農地中間管理機構の活用や集落営農の組織化、水田活用などの事業を活用して地域農業の発展に結びつけていかなければなりません。

また、森林についても拡充された補助事業を活用して整備に努めていかなければなりません。しかし、国庫補助事業は採択要件も厳しい面があり、小規模事業などについては、単独県費補助事業も活用した取り組みを行い、地域の農林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

今、申し上げましたように、第2次安倍改造内閣の発足による政策展開、攻めの農林水産業実行本部の検討内容、そして11月中の大筋合意を目指して進められております環太平洋連携協定TPP交渉など、農林業を取り巻く情勢について注視していかなければなり

ません。

そして、山林、農地については、水源涵養、国土保全など多面的機能を持つ国、地域の大切な資源であることから、国、県に対し維持管理や整備のため地域で取り組みやすい支援策、予算配分を要望してまいりたいと考えております。

先日も中山間地域における整備事業の計画的実施が推進できるよう、予算確保について国に要望を行ったところでございます。今後とも農林事業予算確保のために十分要望活動を行っていきたいと考えております。

また、きょうの新聞でございますが、先般、全国町村会があつて説明があつたところでありますが、その具体的な提言として、全国町村会はきのう人口減少社会の克服に向けて、地方自治体の独自政策を後押しする農村価値創生交付金制度の創設を盛り込んだ農業・農村政策を全国町村会が提言をいたしておるところでございます。

このような中で、自治体が担う分野の政策財源として、使い道の自由度が高い農村価値創生資金を国から自治体に配分することを提案し、現行の国庫補助金の仕組みを見直して、国と自治体が対等に政策内容、財源を決める必要性を主張いたしております。

また、交付金活用の可能性を広げるように、現場に専従員、地域農業マネジャーの創設も、この中の提言といたしておるところでございます。

また、三好議員さんからお話がありましたように、本当にやる気のある農業法人、また担い手等につきましても、町といたしましてもいろいろな面からも全面的に支援をしていきたいと思っております。また、そういった団体等がモデルとなって、このまんのう町を牽引していただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 以上で、13番、三好勝利君の発言時間は終わりました。

○三好勝利議員 よろしく願いしておきます。本当にやるかやらんかは。ただ、参考のために、鳥取のスイカ、ドバイで売ったら、1個3万で飛ぶように売れたそうです。これも参考にしてください。鳥取のスイカ、大山スイカ、そういう時代ですから。

○関洋三議長 休憩をとります。議場の時計で11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、藤田昌大議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

11番、藤田昌大君、1番目の質問を許可します。

○藤田昌大議員 11番、藤田ですが、議長のお許しをいただきましたので、ゆっくり言います。私、早口で事務局にいつも御迷惑をかけておりますので、なるべくゆっくり言いたいと思います。

今議会では、1点目に介護保険制度改正に伴う現状と今後の考え方ということでしてあります。

2点目に、6月議会でちょっとコミュニティのことは言ったんですけども、ちょっと8月に福島のほうへ行く機会がありまして、原発被害の大変さを目にしました。その中で、やっぱり集落のコミュニティが非常に重要だということを考えましたので、我が町にまつわる限界集落と言われる山間部のコミュニティ対策をどうするのかということで、2点について聞きたいと思いますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

まず第1点目の部分でありますけれども、今年度は第6期介護保険策定に向けての3年計画をする重要な年であります。介護の事業見通しと供給力のバランスがとれる配置を見直さなければなりません。何よりも介護保険料を決定することが大きな課題でありますし、安心して介護を受けられる、無駄なく住民の自助努力と助け合いを促して、住民負担を軽減することが重要だろうと考えております。

そしてまた、川西議員の質問にもありましたように、居宅介護を重視するといった方向で要支援、要介護1、2について、そういった方向も出てますので、やはり十分な職員の努力が必要でないかと、そういった中で問題提起しておきたいと思います。

そこで、6月議会での竹林議員の質問に対して報告いただいた第5期介護保険計画書の来年の目標数値をどのようにして、本年度の目標数値をどのように評価しているのか、そしてまた成果を生かし、反省を今後の教訓としてどのように生かすべきかということを考えを明らかにしていただきたいと思います。

第2点目に、介護保険制度に伴う地域活動や諸施策の報告をお願いしたいと思います。

要支援になる平均年齢、要介護になる平均年齢を要支援から要介護になる期間、それぞれ違うと思うんですけども、やはり自助努力によって、要支援から要介護に移る年齢が延びるほどいいわけですよ。そういった意味で、そういった部分をする部分にはいろんな地域介護なり、通所の介護部分があると思いますし、また在宅介護を、今、どう評価しているか、そういった部分で、一応この計画書があります。第5期介護保険事業計画、こういった中で数値目標を出しておりますけれども、その数値目標と差が出たと思うんですが、その要因と、その部分をどう評価しているか、そしてまたやはり地域活動はそれぞれ公民館なり施設なりでやっておると思うんですが、それぞれの施策の報告をお願いしたいと思います。

そして、現行の計画書に掲載されている介護予防につながる地域活動、関連施設の部分について、各地域の公民館活動の参加、そしてまた介護施設への部分が予防の一番の第一歩であると思いますけれども、多くの施設が取り組んでおります。どのように利活用されているのか、一番保険料の高い要因がそういった施設、今、まんのう町内、介護支援の施設の車が走り回っておりまして、私はうちの家の横に2、3台の介護支援車が通ります。そういった部分では、大きな介護保険料のアップにつながっているんでないかと心配しておりますので、その辺のチェックをどうしていくのか。

そして今後の重点課題として、地域包括ケアシステムとの深い理解が必要であると考えますので、要支援1、要介護1、2が今後の政府の方針の中で大きく制度変換しようとしております。その受け皿をどのようにつくっていくのかということが一番重要であると思っておりますので、この制度を利活用することが、やっぱり地域コミュニティの中に非常にかかわってくるんでないかと、そういうふうには思っておりますので、生き生きとした地域にそのことによってなるように、ぜひ努力していただきたい。

現状の町内介護者、施設利用者の度合いが下がること、そのことがやはり介護保険料の決定に大きな要素がかかわってくるだろうと思っておりますので、最後に今後、創設される第6期の保険料と、やっぱり保険料を決めるのは基金のあり方もいろいろあります。基金を取り崩したらすぐ下がるんですけども、それで小手先の保険料を下げるのはいかんと思っておりますので、それらについてどういったことを、今後、3年間考えていくか、そしてまたこの介護保険については私も67歳でありますので、介護保険料1万5,700円、多分1回払っていると思うんですが、そういった部分で、やはり高齢者、年金生活者にとっては、介護保険料は大きな負担になっております。介護保険が導入されるときに、そしてまたいろいろな老人保健の部分が廃止されてこっちになるときに、国保も老人保健全般が下がるんだという甘いことを言われながら、実際、ずっと上がっているような状況だと思っております。ある程度の人については、介護保険料を払っておるんやからせな損じゃという部分をやっぱり払拭して行って、自分の体は自分でするんですよという町当局の努力が必要だろうと、そういうことを大胆にお願いしていきながら、今後、3年間の活動計画を立てなければならぬと思っておりますし、大体この部分の作成もわかっておるんですよ。ある程度、コンサルが全国網羅して行って、これぐらいでまんのう町は何ぼ、琴平がまんのうに変わったぐらいのところもそういうようなこともありますので、詳しいこの中に資料が書かれています。これらも十分我々ができるようにしなければならぬと思っておりますので、まずそれらについての基本的な考え方をお聞きしますので、第1点、よろしく申し上げます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田議員の介護保険制度改正に伴う考え方についての御質問にお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が本年6月25日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

この医療介護総合確保推進法は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の措置を講ずることを改正の趣旨とするものでございます。

地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革は、プログラム法の規定に基づき、高度急性期から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保

することで地域における適切な医療・介護サービスの提供体制を実現し、患者の早期の社会復帰を進め、住みなれた地域での継続的な生活を可能とすることを目的としております。

背景にはふえ続ける国の医療、介護費用の負担、また2025年には団塊の世代が75歳以上となり、今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できないと見込まれております。

さて、通告書1、介護保険計画書の成果と反省、2、要介護要支援の計画と実施の差の要因は何かとの御質問については、関連がありますのであわせて回答させていただきます。

平成24年度から平成26年度までの3年を計画期間とする第5期介護保険事業計画の平成25年度末における実績に基づき、計画書に掲げる計画の点検指標による成果を申し上げます。

まず、全体の高齢者に占める要支援・要介護認定者割合でございますが、目指す方向の21.4%に対し、平成25年度実績は20.0%であり、1.5ポイント下回っております。これは団塊の世代と言われる方が65歳に達し、高齢者人口が増加したことが主な要因と考えられます。

介護予防事業の初めて要介護認定を受けた平均年齢では、平成23年度実績値81.57歳に対し、目指す方向は上げとなっておりますが、平成25年度が81.76歳と、わずかではありますが上がっています。

要支援から要介護になった平均年齢は、目指す方向が上げとしており、平成25年度実績は85.02歳となっております。

要支援から要介護になるまでの平均期間は、目指す方向が延ばす、平成24年度と平成25年度の比較では300日ほど延びた結果となっております。

次に、平成25年度の利用者数及び給付費において実績と計画書の見込みとの差異でございますが、主な差異の要因といたしましては、計画策定に当たって国から配布されるワークシートによる利用者数及び給付費の推計、地域特性の勘案に誤差があらわれたものと分析しております。詳細につきましては、後ほど、次の介護保険制度に伴う地域活動や諸施策の報告とあわせ、担当課長に報告させます。

次に、今後の重点課題と想定される保険料についてお答えします。

まず、今後の重点課題につきましては、予防給付の見直しによる地域支援事業の充実と地域包括ケアシステムの構築が挙げられます。

介護保険法の一部改正により、要支援1、2の方を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護について平成29年度末までに地域支援事業に移行することが義務づけられました。この移行に当たっては、地域の実情に応じた取り組みによる地域支援事業が展開されることが求められており、既存サービスに加えて民間やボランティアなど多様な主体を活用した高齢者支援体制を整備するための十分な準備が必要となっております。

また、地域包括ケアシステムにつきましては、きのうの川西議員さんの質問でもお答えしましたとおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態

となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される制度構築を実現しなければならないとされております。

次に、想定される保険料につきましては、平成27年度からの3年間における被保険者数、認定者数、サービス見込み量等の保険料算定に係る各要素を推計し決定することになります。

第5期計画においては、県からの財政安定化基金取り崩し交付金や介護給付費準備基金取り崩しにより保険料上昇の抑制策を講じました。最終的な次期保険料は、介護報酬改定の内容が固まった後の本年度末から年明けごろになるものと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によりますと、2025年、まんのう町人口は1万6,011人、65歳以上高齢者人口が6,216人、38.8%、75歳以上の後期高齢者は3,695人、23.1%と推計しております。

町といたしましては、この数値を極めて厳しい地域課題と捉え、介護保険事業の安定的な運営はもとより、誰もが安心して暮らせるまんのう町となるよう重点施策を明確にし、課題解決に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いし答弁といたします。

○関洋三議長 担当、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 それでは、第5期介護保険事業計画の平成25年度計画における差異について御報告申し上げます。

見込み値より利用者数が増となった主なものは、介護給付では居宅サービスの訪問入浴介護117.5%、通所リハビリテーションにつきましては134.4%、短期入所生活介護につきましては125.5%、施設サービスの介護老人福祉施設につきましては105.2%が主な増となっております。

また、介護予防給付では、訪問介護111.5%、通所リハビリテーション118.4%、介護予防福祉用具貸与につきましては146%となっております。

一方、減となった主なものは、介護給付では、居宅サービスのうち訪問介護85.1%、訪問看護が51.7%、特定施設入居者生活介護が77.3%、認知症対応型通所介護につきましては47.5%となっております。

介護予防給付では、介護予防短期入所生活介護62.1%、住宅改修71%が主なものとなっております。

なお、平成25年度給付費におけます見込みとの差異につきましては、介護給付費の見込み額18億9,552万1,000円に対しまして、実績値19億3,843万円となっており2.3%の増、介護予防給付費の見込み値9,007万4,000円に対しまして、実績値が9,643万6,000円、4.7%の増となっております。

次に、介護保険制度に伴う地域活動や諸施策の報告でございますが、平成25年度実績の主なものといたしまして、介護予防2次予防事業として行う運動機能向上、認知症予防として行ってありますうきうき教室を勤労青少年ホームで12回開催いたしまして、1次

予防では健康相談を32回、包括的支援事業では総合相談、支援事業271件、権利擁護事業12件、地域ケア会議6回、ひとり暮らし高齢者等訪問871件、また一般施策といったしまして、生きがい生活支援通所事業、いわゆるいきいきふれあいサロンでございますが180回、述べ利用者数が2,361人、仲多度南部いきがいディサービス事業209回、述べ利用者1,603人、給食サービス事業では5,501食の配食を行っておるところでございます。

また、藤田議員さんよりお話がありましたとおり、社会福祉協議会、またその他地区社協で多彩な活動が行われておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、御質問の中で、介護保険を適正に運用する中で、サービスの向上はもちろんのこと、一方で適正な介護プランを確保しているのかという趣旨の内容がございましたのでお答え申し上げます。

ケアプランの適正化につきましては、議員御指摘のとおり運営の中で重要な位置を占めておると考えてございます。私ども包括支援センターでは定例のケア会議におきまして、施設、事業所等のケアマネジャーをお呼びし、研修を行っておるところでございます。その際にケアプランの策定の事例をもとに研修をいたしております。

また、ケアプランの適正化に向けましては、私ども、包括支援センターへケアプランを定期的にチェックする機能が必要かと考えてございます。そのためには人員確保が不可欠でございます。本年、認定調査員の確保を行うことによりまして、現在のケアマネジャーの負担を軽減させてまして、今後、ケアプランのチェックを進めてまいりたいと考えております。

そういうことで、本年度はまず認定調査に重点を置き、今後、包括支援センターの人員を確保し、ケアプランのチェックを進め、適正化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 詳しい答弁をいただきまして、介護保険の部分については、やはりばちばち制度が熟知していった中で、これからが問題だろうと私は思ってます。そしてまたこれは大変複雑で、人的な要素が絡んでいるんです。この人はこう言って、この人はこう言ってということはならんし、役場の職員に対しても非常に厳しい人的な条件があるだろうと思しますので、余りきついことは言えませんが、介護認定のやっばり的確なことが一番重要なことだろうと思ってます。そしてまた施設や事業者について介護保険は手厚いんでありますけれども、何かこっちについては非常に厳しい状況があると思います。やっばりこういう負担が限度額までするんじゃないし、例えば要介護5やったらここまではいけますよと。上限はありますけれども、上限いっぱいするプランについてどうかということをやっばりチェックできる機能が私は要るだろうと思うんです。そういった部分がどういうシステムで抑え込んでいくかと。抑え込むといたら言葉が悪いんですけども、やっばりそういった姿勢としてはそうしなければならないと思います。ですから医者イコ

ールケアマネが、今までの中では一体となってその利用者がそこにおると。それでここへ行くのにケアマネジャーがここまでしてくださいと行って行きよるのが現状だろうと思うんです。そこへやっぱり利用者の声がどこまで反映できるだろうかというチェックをする機能が必要だろうと思います。それは保健師さんや担当職員が一番重要な課題だろうと思っています。そういった部分についての回答をお願いしたいと思います。

もう1点は、利用者の状況に応じた介護プランが大事ですけれども、やはり家族の状況もありますし、それぞれひとり暮らしの人もおるだろうと思います。そういった中で、きちっとしたケアプランを立てるマネジャーがいなければ、やはり医者 of 言いなりになったり、その人に必要ない制度を導入して行って、例えば僕も一遍聞いたことがあるんですけども、脳梗塞で倒れた人が、私はあの脳外科へ行きたいんやと。固有名詞を言ったらいかんので言えませんが、あそこの脳外科へ行きたいんです。ここへ頼むと言われたんやと。どないしたらええんなどということを相談を受けたことがあります。そういった部分が、担当職員についてはわかるだろうと思うんです。やっぱりあんたはどこへ行きたいんなどいいながら、ケアマネジャーと一緒に話をして、やっぱりその利用者の部分に合ったことが大事だろうと思います。

そしてまた、介護保険計画を実施するにあっては、今後、包括支援センターぐるみでどうかかわっていくかと。そういった中で、やっぱり利用者に対するニーズに合ったことができるだろうと思います。ですからそういった資質の向上をどう図っていくかということをもとに考えていかなければならないし、保険計画を達成するために指導力をどう持つて行くかと、やっぱりここにかかわってくるだろうと思います。こういった職員の責務を果たしてもらって、人権をぜひ確保していただきたいと。ともすれば無視してやっていくというような状況がありますので、やっぱり業務制度を熟知した職員が、そしてまたその人に合った人がおるだろうというように思うんです。介護保険制度はそれぞれ末路といったらいかんですけれども、ある程度、気が弱くなっておる人のためのあれになると思うんです。やっぱりそれぞれに合った人、例えばこの人にはこの人、この人にはこの人ということができるような質の高い職員をぜひつくっていただきたいと思っています。

そして、地方分権の潮流の中で、広範な行政権限が与えられますけれども、それだけの権限を適正に行使できるかできんか、そういった部分が非常に重要だろうと思いますので、施設の十分な部分を図るとともに、法令にふさわしい運用を行っているか、専門職の配置はどうか、そしてまた介護記録を適性に乘せ、そういったいろんな部分がチェック項目として入ってくると思うんです。それはやはり決めた後で、もう一遍チェックし直して、この人の介護プランはこれでよかったんやろうかというようなことができるようにお願いしたいと思います。

要支援の介護保険から外していきながら、これも言ったら悪いけども、5年前の政権の中から、社会保障を安くせえということで決まっておって、いい方向へ向いた部分もあるんですけど、大半は悪い方向に向かっています。ただ、そういった部分をきちっとしていき

ながら、今後の対応に努めていただきたいと思います。

町としても、ある一つの面としては、町民体育館ができましたので、そういった活用も考えてもいいのではないかと思います。かりんの里がありますので、別にそれもいいんですけれども、新しい施設、それぞれの地域に合ったことをやる。そしてまた仲南地区にあるような各公民館で細かいことができる。そういったことをふやしていくことが一番重要であると思いますけれども、それらについての答弁をよろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、担当課長、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 藤田議員さんよりいろいろ御提案いただきまして大変ありがとうございます。今後の介護保険事業の参考とさせていただくところでございます。

まず、御質問の中で主にケアマネジャー等人材育成の部分と、適正なケアプランの作成という部分であったかと思えます。

まず、ケアマネジャー、介護保険職員の育成につきましては、昨日も町長のほうからお答えさせていただきましてとおり、本年は、繰り返しますが、まずは介護保険の入り口の認定調査をしっかりとやるということで、初回の認定調査につきましては、全て町の職員が各御家庭に参るという基本姿勢でやっております。現在のところ、およそ達成できているところでございます。そうすることによって、今までケアマネジャーが行ってました認定調査部分がなくなりますので、当然、ケアマネジャーが本来の仕事につけるということで、今のところ、町ケアマネジャーは窓口での対応とか個別の案件につきまして担当しております、ケアプランのチェックを重点的にやるまでには至ってございません。しかし、新たにケアマネジャーを育成することを、今、計画してございますので、現有の中で1名介護認定に係るケアマネジャーを育成し、専門的なプランチェックに当たらせようと考えております。

また、来年度には保健師1名が増員されることが見込まれてございますので、さらなるケアプランのチェックを行い、介護保険事業の運営の二本柱でございます介護サービスの向上と、一方で適正な介護保険事業を運営するための基本となるケアプランを適正化するというところに重点を置きたいと考えております。

また、もう一方の事業所、施設で行いますケアマネジャーのケアプランの適正化、これにつきましては、藤田議員さん御指摘のように、利用の範囲内でできる限り充実したケアプランを立てようというような、やっぱりそういう方向性になると思います。そうなった場合、過度なプランであったり、また先ほど御指摘にもありましたように、本人に適していないケアプランがあるという御指摘もございましたが、そういうものを、今後、チェックしていかなければならないわけですが、今後、数多くのプランを抽出し、適正化に向けていきたいということでございます。

また、国保連合会から処理しております介護給付費の支払いにつきましても、チェックしてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、今回の法改正によりまして、地域支援事業で要支援1、2を

平成29年4月までに通所、居宅の部分につきまして実施していくわけですが、これにつきまして、今までの介護給付でなく地域支援ということで、当然、国からの助成が上限が決められたという、財政的にも厳しい状況に置かれていますので、町といたしましても介護保険料を上げることなく、サービスの向上に向けた取り組みを、今後、してまいりたいと。今回の第6期介護保険事業計画におきましては、この3年間でその基盤をつくり上げる期間と考えておりますので、今後とも御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問で、非常に大変な状況なんで、職員や課長は非常に苦勞していると思います、実際。職員になったときに一番困るのは、やっぱり対外的な部分の人的対応なんです。そういった部分で、やっぱりそれぞれ個性がある対応になるだろうと思いますし、頭に浮かぶこの人とこの人とこの人、ああそうか、これやったらこんな対応をするんでないかなと、この方はこんな対応するだろうと、僕らも想像がつくんです。ですから一律にせえとは言わんのですけども、やっぱり職員の知識を上げるためには、例えば施設との人事交流も図っていくことも重要ではないかと思ひますし、その施設のことをわかれば、帰って言えるし、施設の人がこっちへ来れば、やっぱり役場の職員の立場でもものを言えるだろうと。そういった部分で考えられないこともないんでありますけれども、これは条例とかいろいろな部分でかかわってきます。町長、ちょっと御迷惑かけますけれども、担当する労働組合と話し合いをしながら、自己研さんの意味で、どういったことが可能かということぐらいはせめて今後の3年間の中にこういったことを積み上げて、今後の職員、僕らも75にあと8年たったらなります。そういった部分を含めて、団塊の世代が大変な状況になってくると思いますので、それに本当に対応するには、介護施設、例えばまんのうに3つある施設の中で、やっぱりそれぞれ人事交流をしていきながらやっていって、固定せえとは言いませんけれども、その人が帰ってきて、こういったことやったよと、それでこのケアマネジャー会議の中でこういったことをしたらいいんじゃないかなと。ここはこういった無理がある、ここはこういったメリットがあるということをやっていたかと思ひますけれども、それをこの第6期の中にぜひ参考資料として入れていきながら、中身の濃いまんのう町独自の部分ができるまでは、ちょっとせえとは言いませんけれども、取り入れるぐらいの部分をしていただきたいんですけれども、町長にちょっと回答をお願いしたいと思ひます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田昌大議員さんの質問にお答えいたします。

藤田議員さん御指摘のように、2025年には75歳以上の高齢者、団塊の世代が迎えるということで、大変なことになろうと思ひます。その2025年を踏まえて、庁舎内でも十分検討して、10年先を目指した計画を立てていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤田昌大議員 人事交流はせんのかな。

○栗田町長 人事交流の面も含めて十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 私としては大胆なことを言ったんでありますけれども、やはり住民に信頼される職員になっていただきたいと。そういったことについては、ある面は払拭していただいて、住民に見える、今だったら職場の中で固まってパソコンに向かっているのが職員かいという部分を、やっぱりそれではないんです。一生懸命みんなしよるんです。ただ、見える部分でこの職員が頑張っているという形を見せたいんで、そういったことで人間は成長すると思います。だからそういったことも対応する、職員組合と話をしながら、いい方向を両方で見出すべきだろうと思うんです。町長が、おい、こうせえというのも一つの方法でありますけれども、こういった方法はどうかということ聞きながら、職員を育てていただきたいと。そういった意味でお願いしたいと。これで1点目の質問を終わります。

○関洋三議長 ただいまをもちまして、11番、藤田昌大君の1番目の質問を終わります。

2番目の質問を残しておりますけれども、ただいまから休憩をとらせていただきます。午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

11番、藤田議員、続いて2番目の質問を許可いたします。

○藤田昌大議員 それでは、2番目の限界集落のコミュニティ対策についてということ質問したいと思うんですが、通告の前に詳しい資料が出ましたんで、中身を変えないかなかなと思ひながら、担当課長、高嶋課長ですか、ここまで詳しく、そしてまた私は落合橋以南と書いておったんですけども、美合出張所管内の全部を網羅していただきまして、本当にありがとうございます。

私は6月議会でも、集落のコミュニティ対策ということをしたんですけども、特に、先般、福島に行きまして、限界集落という高齢者のコミュニティ対策が非常に有用じゃないのかということで、ちょっとこういった質問の形式にさせていただきました。といいますのが、やっぱり避難生活をしておりますと、三世代ありますと、それぞれで考え方が違うんです。その家族が割れるんです、三つに。地元へ帰りたいたいという部分と、避難しようというのと、新たな生活のところへしましようというのといろいろ変わるんです。そういったときに、今回、特に限界集落と言われる部分を出したのは、やはり高齢者が居住していますと、どうしても災害のときに非常に困ると思うんです。その対応をやはり今から考え

ていかんと、例えばこの間の広島の問題にしても、大変大きな問題だろうと思います。これは広島に限った部分、大都会に限った部分もあるだろうと思うんです。といたしますのが、高度経済成長のときに、集落がないから都市近郊を開発して、やむを得ずああいうところへ住宅開発したという部分が大きな問題だろうと思います。そしてその中へ土砂災害が想定されながらも建てざるを得なかった状況を、やはり行政も我々もきちっと掌握せないかんののではないかと思いますので、そういった部分については、若干、一般的な意見と私は違いますけれども、そういったことも申し添えておきます。

回答で、これ、はっきり返ってくると思いますので、質問を軽くしておきます。

判断される戸数と人数、年齢別には、これ、来とりますので、限界集落とされる地域が何カ所かというのは、これも多分赤い部分がそうだろうと思います。

今後10年間の、それらの時期の想定はどうなるかということが、その下の55歳、65歳を、これも10足したらぼっと変わると判断でいいのかなと思います。そして本当に聞きたいのは、安心して暮らせるための具体的な町の考え方ということで、それぞれの集落で、例えば自治会長一人ではいかんと思うんですね、今から。本当にこの人をどう見守っていくかというのが一番重要だろうと思うんです。そういったことを具体的に町からその集落へお話をしていきながら、例えば僕らがよくわかるのは、名頃の山口さんのところ、消防へ行きよった。あの人が一番入り口におるんです。そこから上は物すごいやりやすいかなと。具体的な名前を挙げながら、ここにも担当職員もおりますようですけども、固有名詞は避けますが、やっぱりそういった人とも話し合いながら、そしてひとり暮らしの老人がおって、居住空間の中でどこで日常的に住んでいるかということをチェックしとかないかんと思うんです。そういったことも重要だろうと思いますので、それも含めて、今後、具体的にどうしていくんだということ、例えば議長が好きな5人組の班の中で、やっぱりこの人はこの人が見よう、この人はこの人が見よう、こういう個別的な対応をきちっと今からせないかん時代に来ていると思います。それをやっぱり早急に、考えておきますと言わんと、今年度はこういう計画、来年度はこういう計画ということで、年度別に踏まえながら、もう地図もはっきりしておりますので、個別的な部分をしていきながら、この人にはこの近所の人に対応してよという部分を、離れとったら離れとったでしょうがないですから、老老では、これ、助け合いになりませんので、やっぱりその地域の人はどうその地域を守っていくかと、そういったコミュニティをぜひ今から立案していただきたいと思うんです。

一番うちに欠けておるのが、合併して広報が四国新聞の配達になりました。そのことはやはり回覧板が行かんと。とんとんとんからりんと隣組という歌があったでしょ。やっぱりそれが日本の一番いいコミュニティではなかったかなと思いますけど、これは私の意見ですので無視して結構です。ただ、そういう部分でちょっと御回答をお願いします。以上です。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田議員の限界集落のコミュニティ対策についての御質問にお答えいたします。

1 番目の質問は、落合橋以南のそれぞれの集落及び塩入地区の戸数と年代別の人数は幾らか、次に2 番目の御質問は、限界集落と判断される地域は何カ所か、3 番目の質問は、今後10年間のそれらの地域の想定はどうなるのかでございました。関連がありますので、3点について先に回答させていただきます。

御指摘の地域を含む美合出張所が事務を分掌する地域ある23自治会と仲南地区の塩入自治会について、平成26年9月5日現在の数字を表にまとめ、お手元に御配付させていただいております。

年齢は5歳刻みで、年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15歳以上65歳未満、老年人口は65歳以上の人口です。

限界集落とは65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、共同体の機能維持が限界に達している集落を指します。現在、65歳以上との年齢設定が妥当か、元気な高齢者の方がふえております。共同体の役割にしても、負担は軽減化いたしております。しかしながら単純に数値だけをとれば、美合出張所管内の23自治会のうち、65歳以上の高齢者が自治会会員の半数を超える自治会は15自治会ございます。

この中で共同体の機能維持が限界に達している自治会の判断につきましては調査が必要ですが、高齢化率が7割を超える自治会や戸数が5戸以下の自治会は、共同体の機能維持に支障を来していると言えるかもしれません。

塩入自治会は高齢者の占める割合が44.4%であり、限界集落の定義には当てはまりません。

次に、3番目として、10年後想定では、誰も死なない、生まれない前提では、現在の55歳以上の割合がそのまま引き継がれますので、美合出張所管内及び塩入の全てが高齢化率50%を超えることとなっています。

しかしながら、自治会にある程度の生産年齢人口を抱える場合は、当然、新たな子供の誕生や婚姻も考えられることから、一概に限界集落化するとは言えないと考えます。

次に、最後に4番目の質問は、安心して暮らせるために具体的な町の考え方はということでした。

総合計画後期基本計画の中で、限界集落対策としてNPOなどと連携し、空き家への定住促進やコミュニティ再編などを支援しますとしております。限界集落とは共助の機能が著しく低下している地域であることから、既存の連合自治会と連携し、共助を高める地域再編、いわゆる集落ネットワーク圏の形成に向けた検討を行います。

また、引き続き新たな住民に定住してもらうよう、空き家を活用した移住の促進や地域おこし協力隊などの制度も利用可能だと考えております。

地域の方々が安心して暮らせるまちづくりとして、住民の足となる交通対策につきましては、現在運行いたしております路線バスの維持やデマンドタクシーの拡充、福祉タクシ

一助成などを実施いたします。買い物支援につきましては、町商工会と連携し出張販売等について調査研究を行ってまいります。

公助として地域の安全・安心ネットワーク事業としてともに支え合い、ともに見守り、ともに声かけなどを行う見守り・声かけ・ほっと安心事業を引き続き推進していきたいと考えております。

総括いたしますと、地域住民の現状やニーズを的確に把握し、早期に対策を検討していきたいと考えております。

したがって、議員各位におかれましても、御理解と御支援をお願い申し上げまして、藤田議員の2番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問に入りたいと思います。

町長の答弁は当然そういう答えだろうと思ってますし、私が言いますのは、やっぱり、今、言った答弁の中にありました地域のニーズをどこまで詳しく把握していくか、このことに尽きると思うんです。そのことについては、出張所なり当該担当課とですね、担当課だったら、企画政策課になるんですか、その職員がこの地域に乗り出して行って、それぞれ個々の対応を聞くことしかないと思うんです。その中でどうしていきますかということをお話していきながら、あなたはこの人、あなたはこの人という詳しい対応は考えときます言わんと、来年度にやろうと思ったらやれると思うんです。ですからそのぐらいの気持ちでぜひ取り組んでいただきたいと思うんです。これは待ったなしですから、10年たったら、私、死ぬきんもう用はないが言われたら非常に困りますんで、我々はあしたのことも大事ですから、そういったことも含めてぜひお願いしておきたいと思っておりますし、もう一つは、モデル地区をどうつくっていくか。それぞれこの部分を見ますと、全年代にいつているところもあるし、全然、沖野地区ですか、これでいったら60歳から64歳か、1人が一番若い人になってますよね。ただ、これをそっくりそのまま表を見て解釈するわけではないんです。ただ土曜日、日曜日になったら帰ってきている人もおるし、普通のときには全然おらん人もこの中に含まれている可能性もありますので、そういったことも含めながら、私が一番やっぱり強調したい部分は、ひとり暮らしの高齢者にどう安心して住んでいただけるかということなんです。あなたおりにきなさいということは言ったって無駄なんです。じゃああなたがおるまでは、町としてはこれだけの部分をやりますと。できればこっちへ来てくれたほうがいいと思うんですけれども、そういった対応をせないかんと思うんです。

もう一つ一番心配しておるのが、透析患者がおるかおらんかという部分で、病気の部分については非常に厳しい部分がありまして、透析患者については2日が最高なんです、透析せんでいける部分は。その辺をきちっと把握しておかんと、それぞれのひとり暮らしがあつて、年齢構成がこうであっても、機械的にはいけんのですね。今、町長が答弁しましたように、当然、若い元気な人、僕らよりは75ぐらいの人が一番元気なんですよね、沖野地区では。そういいながら、私たちの65歳前後が余り地域活動をせんのです。そうい

ったことを考えたら、それぞれの地域の特徴があると思うんです。それも把握していきながら、今後、ことし、来年ぐらいでそういった取り組みが、せめて半数ぐらいの、今、限界集落と言われるところについては、早急に対応していただきたいと思うんですけども、それについての考え方をぜひお聞かせください。それとひとり暮らし障害者。

○関洋三議長 答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

当然、今、お示しをしております資料によって、高齢化が進んでおる地域、美合出張所管内ですが、ということは十分理解しております。この流れ自体をせきとめるということはなかなか難しい。それをどういうふうに、今、おられる方のニーズを捉え、それを実現していくかということがやはり重要になってこようかと思えます。きのうの田岡議員さんの御質問にもありましたように、地域おこし協力隊とか、集落支援員制度とか、そういう部分の制度もございます。そういう部分も含めて、なるべく地域の御意見をお聞きしながら対応をとっていきたいというふうに考えております。

それと、お話の中に災害等の部分で個別避難マニュアル等も、今からまた進めていくような格好になろうかと思えます。それについても、その中で今現実的に要援護者台帳とかも整備されておりますが、難病とかその方々のかかりつけ医とか、そういう部分もその中で調査をしております。個別に対応できる部分については、なるべく詳しく対応していきたいというふうには考えておりますが、今のところまだ道半ばということでございますので、将来にわたってなるべく住民の方の利便が図れるような体制づくりをとっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 時間がありませんので最後にしますけれども、今の答弁の中で、すぐできることは多分あると思えます。それを今ここで回答せえとは言いませんから、今年度中にそれぐらいは計画は立てられると思えますし、うちの今、23億かけたんですかね、光ファイバー網の部分を活用していけば、十分可能な部分もありますし、もう一つはテレビで見るように、そういった中で、新しい居住者も生まれるかわからんと。そういう部分もありますので、それはもう後のことにしておいて、それも含めて多分考えてはくれると思うんですが、やはり一番早急にしていきたいのは、今年度中にひとり暮らしやそれぞれの障害者対応を、もしものときはこうやりますよと、その係をつくったり、こんなんができましたというぐらいは、ぜひ今年度中にやってください。それぐらいはできると思うんですね、集落と話していきながら。そういったことはぜひ取り組んでいただいて、あと計画を立てながら、それぞれの将来、10年後を見通したコミュニティ対策を立てていきながら、やっぱり安心して老いを迎えられるように、ぜひしてあげていただきたいと思えますので、それを多分今年度中には答弁してもらおうかな。もう答弁要りません、できると思えますので。私はそう解釈して、私の質問を終わりたいと思えます。

○関洋三議長 以上で、11番、藤田昌大君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私、まづまんのう町の資源活用についてということで通告をいたしております。昨日、関連がございますので、議長の許可をいただきまして、午後、私、帰りました。といいますのは、1カ月余り前から農水省のほうから香川県のほうへ、香川県からまんのう町の建設土地改良のほうへ、スリランカのほうから視察をさせてもらいたいと、こういう要望がございましたので、私、議会の途中とはわからず、お受けいたしました次第でございます。

昨日、そのスリランカの方がいろいろな木柵池へ来たかということをお話させていただきます。

まず、降雨量が香川県は1,300ミリ前後、あちらの国はそれよりまだ少ない。しかし池は多くありますよということで、農水省のほうから香川県に白羽の矢が立ったと、こうじゃなかったかなと思っております。

その目的は、当然降雨が少ない、池が多いということでありますから、その水をどうやって有効に利用しようかと、農業用水として有効利用するのにどこがいいんだろうかということで参ったわけです。

私も説明の中で、木柵池から各30の池にまずは送水いたしますと。30の池からそれぞれ受益面積は違いますが、257ヘクタールのところに全てパイプ配管で水は直接行きますよと言いますと、じゃあどうやって水を出すんですかというから、取水栓をひねって、それも見せてくださいということで、まず水を出してあげれば、当然びっくりいたしました。これは絶えず1年中こういう水が出ますかと。当然出ますと。1年中、水はいつでもこれを回して開いていただければ使えますよと。

そういうことの話の中で、木柵池の水を見て、農業用水に、これ、水どうかしとんですかというから、なぜですかといたら、いや、私の国は茶色い水なんだけども、ここはちょっと水の色が違うと。いやいや、うちもまあまあ生活用水にもないときには使ってますよというような話をしながら、農業問題についてやはり農薬も少なくて済む、清流がいいというような話もさせていただきました。

帰りにどこかで作業をしておるところはないですかということで、ちょうど稲を刈っておるところへ県道のはたで見てから満濃池へ行って、満濃池を見てから高松で宿泊をされたと、こういうようなことでございますが、外国人の方、ジャイカも私のところへ1年に1回は来るわけですが、きのうはジャイカでなくてスリランカだけの方がそういう形で視察に来られたと。

したがって、私、まんのう町の資源、地元でおるがゆえに資源を見落としとるところが、いっぱい利用せないいけないところがあるんじゃないかなと、こんな気持ちを新たにいたしましたわけではありますが、それより前にはこの通告は出しておりましたが、なお、そういう感を強く持ったわけです。

そこで本題に入りますが、まんのう町の面積の約7割、1万3,000ヘクタールが森林です。これは都会にない、丸亀にない、琴平にないものをまんのう町は持っている。農地もまんのう町は資源として持っている。満濃池もあります。いろいろ考えてみればあるわけなんです、それをやっぱり毎日その地で生活しておれば、何となくそれが当たり前かなというような感じでまいるわけですが、けさのニュースの中で、北海道のほうであれだけ大きな雨も降っている。北海道もまずは雨が余り大きくは降らないところなんです、そういう気象状況なんです。それは、やっぱり森林が持ついろんな多面的機能を持つ役割、したがってこの森林をまんのう町がどう保護していったらいいのか。ただ、木材の採算性の面だけではないわけです。国土保全、水資源の涵養、いろんな多面的角度から見直していく必要があるんじゃないか。

午前中もある方が言われております。やっぱり今回は地方の活性なくして日本の経済は発展しないと、これがもう中心の柱になってきております。まんのう町、今がチャンス到来と私は思っております。問題はこれをうまく利用するというような表現は悪いですが、キャッチして、町民の方に喜んでいただけるような方策を考えていくのが知恵の出どころかなと、こんなに思っております。

したがって、森林が、町長、御存じかも知れませんが、我々の年代の話をさせていただきますと、阿讃山脈、県境は北向きにこちらから見えます。北向きに尾が出てます。尾には全て名前がついております。何百何千かわかりませんが、尾には全て名前がついております。我々の先輩は地域の尾の名前、谷の名前ぐらひは大抵の方が知っておったんです。今の時代は、そういうことはまず特別有名なところでない知らない。マツタケはふんだんに生えます。そういう気象条件の中で我々は育ってきたわけなんです。ところが今はそれは見る影もない。山は荒廃し、山の中を歩くにしても歩けないような形です。間違つてよっぽど知っておるところへ入っておつても、天気がおかしくなつてガスがかかるとか、雨が降ると自分がおる位置がややもするとわからなくなるぐらい山が荒廃してます。その森林をどうやって今後まんのう町の資源として、まんのう町にしかない、この山がほかの地区へいくわけじゃないわけですから、どう利用するのか。いろんな多面的角度から水資源の涵養、また気持ちの安らぎである木材の利用、間伐材の利用、そういうもろもろのものを含めて、どういうような形で考えていったらいいのか。これもこの活用の一つでございます。

これと当然関連しますが、水資源の確保。森林を保護することによって、水が洪水調整の役目もするし、渇水のときの水も蓄えられるという、そういう重要な任務。それだけでなく、空気の浄化、もろもろのものを含めて森林の保護をどうお考えになっていくのかなと、そう思っております。

また、これは先ほどの方も言われましたように、土砂災害、大きな災害が至るところで起きております。まんのう町もやっぱりそういう危険箇所が何百カ所かはあると思っておりますが、そういうところは、前回、総務課長にこれは問いますよと言ってありますから、恐ら

く町長もお耳に入っていると思いますから、そこらも含めてお伺いしたいなど、こんなに思っております。

一つはこれに合わせて、ここにちょっとこんなものを持ってきております。町長、これ、見ていただけましたか。これ、広げていただきますと、ちょっと見てください。

現場はわかりますわね。満濃池が南ですから、当然こうなります。この図面を見ていただければわかるんですが、この現場にこの図面を合わせますと、左の下に圃場のところはピンクとか、県道のところは紫、JRは黄色、既存の道路はチョコレート色といいますか、そういう色、新設の農道、圃場整備の構想図でありますから、緑色のところはこういう新設の道路、河川は薄い水色、基幹水路、満濃導水路は濃い水色、これで見ますと、ここらをいらわなくても、うまくいけば肝心のJRとか、県道とか、金倉川とかいらえませんか、当然、住居、家もまずはいらえないだろうと思いますから、そこを外してでもこれだけ立派なものができる。これは大体区画が50アール、広いところは70アールぐらいあります、こういうね。薄い線が入っておりますのが現地の田んぼです。この長方形の角、また正方形に似たような角の中に細い線が入っておるのが今の既存の農地です。大体7枚か8枚ぐらいが1つの区画になると、こういうことなんです。

こういうことを考えると、特にこれから集中豪雨、けさの北海道がどの程度荒れておるか、私、まだわかりませんが、広島のこと、またその前の福知山、いろんなところを見ますと、やっぱり災害が起きてから、後から考えるのでは金は何十倍もかかる。しかも生命、財産がなくなる。それから金を入れたら何十倍もかかる。先に対応しておけば、命も万が一、100%とは申しませんが、必ず抑止はできる。生命も守れる、財産も守れる、金は少なくて済む。これは栗田町長ばかりに言ってもいかん。日本の考え方がやっぱり後仕舞に金をかけますよというような格好に結果になるんです。先にすれば、とうとい生命、財産をなくさんでもいいものが、事故が起きてから、後からやるからいろんな問題が出るわけです。

これは、我々、よく考えておかなければいけないのは、香川県は降雨量が少ない、これは過去の話なんです。今はもうどこで降ってもおかしくない。時間雨量100ミリを超えるような雨がいつ降ってもおかしくないんです。現に北海道だって降ったことない。ないのが降りよんです。けさ、降ったんです。そういうことを考えながら、私はゲリラ豪雨対策をどうするかと。これはもう圃場整備をして、6月に私の舌足らずで、町長さんもまんのう幹線をいらうんかと思って、それ私も勘違いしとったといっても、それは私がそういう質問をしなかったからお答えにならなかったと思うんですが、まんのう幹線はそのまま置いておくんです。置いておいて、圃場整備をすれば、当然、深いところへ排水路だけになるわけです。満濃池からパイプ配管を引く。排水路だけですから深いところへはめていけば災害は起きない、もしくは少なくて済む。そういうもろもろのものを含めて、町長がこれからとうとい生命、財産守りながら、どうやって少ない金で効果のあるようなことをやっていくのか。しかもまんのう町の、これから地方をどうするか。地方の行き方によ

って日本の経済変わると。ここまで国も気合い入れてきておるんです。それに我々が着目をしてしないわけにはいかない。まず、町長のお考えをお聞きいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員のまんのう町の資源活用についての御質問にお答えいたします。

森林資源をどう活用するののかとの御質問でございますが、まんのう町の総面積に対する森林面積の割合は70%を占めております。この広大な森林資源をどう活用していくか。森林が有する多様な機能は、水源涵養や山地災害防止等の機能を初め、地球温暖化防止としての二酸化炭素の吸収源など、多様な公益的機能を有しております。特に、水源上流域におきましては安定的な水資源の確保や水質浄化の観点から、森林の整備を効果的かつ重点的に推進することが重要であると考えております。

また、森林は水質浄化機能等の水源涵養機能、公益的機能の維持、向上のためにも、治山事業や造林事業などによる植栽、間伐等の実施により、森林の整備を図っていくことも重要でございます。

今年度から国、県の造林補助事業への町の上乗せ補助を増額し、森林所有者の負担軽減を図っており、香川西部森林組合においては林業推進委員会、仲南町森林組合においては地区説明会において町の補助率アップを含めた造林事業の説明を行い、搬出間伐など森林整備への積極的取り組みを推進しておりますが、今後も森林組合と連携し、過密状態にある人工林の間伐や搬出間伐による木材の有効利用を進め、森林の多面的機能が促進できるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、水資源の確保についてでございますが、降雨量の少ない香川県において、安定した生活用水、農業用水等としての水資源の確保については非常に重要でございます。香川県にとっても自己水源を確保することは同様であろうと考えております。そのためには、地形条件等の整った候補地を選定したダム建設が必要であり、将来のためには現段階から準備していかなければならないことは承知をいたしております。

以前にも申し上げましたが、水資源の確保となると、県はもとより関係市町及び関係団体でしっかりとした協議が必要でございますが、現時点では具体的な内容については取り組めておりません。ダムの建設には時間を要しますことから、事業化に向けての十分な調査、研究が必要です。今はこの段階ですので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、旧満濃地区の圃場整備についてどのように考えているのか、また、ゲリラ豪雨対策としての幹線排水路の必要性についてはどのように考えているのかとの御質問でございますが、まず、最近の異常気象による局地的豪雨による災害の発生、特にことしに当たっては、局地的な豪雨による土砂崩れ等、日本各所で大雨による災害が続いております。従来からの雨の降り方と異なり、災害復旧事業の基準雨量、24時間連続雨量80ミリ、1時間雨量20ミリの域を大幅に超えることもたびたびございます。他県にあっては時間雨量が100ミリを超えるといった異常な気象状況が頻繁に発生しており、これらは年々厳しさを増しておるところでございます。

本町においては、台風11号、12号による被災箇所はございましたが、人命に関するような被害がなく、安堵しているところでございます。

さて、旧満濃地区の圃場整備とゲリラ豪雨対策としての幹線排水路でございますが、このことにつきましては、川原議員さんから、再三再四、以前から御意見を頂戴いたしております。

約半世紀にわたり日本農業の主要施策である減反政策、決して前向きな施策ではありませんでしたが、あと数年で終えんいたします。日本農業の大転換に伴い、特に香川県の零細な農家は、現在まで国の保護政策により何とか持続していたものの、今後は経営の形態が大きく変わることが予想されます。

稲作農家にあっても、国策による諸事情により、小規模経営の農家は大打撃を受け、そのしわ寄せは米価格の下落等につながり、兼業農家は成り立たなくなり、兼業農家の農業離れ、あわせて農業者の高齢化が進み、高齢化に伴う農業就業者のリタイア、また自家消費確保のための稲作栽培の放棄など、離農する農家が増加することが考えられます。連鎖して耕作放棄地も増加することが想像できます。

これからの農業経営は米麦に限らず、年中何がしかの農作物の栽培ができること、そのためには農地等の条件整備も必要でございます。基礎となる農地がいかに作業効率を高められ、農地の集積化により耕作面積の規模拡大が図られることにより、品質はもとより生産量の増加、収入増にもつながります。

このような農業の転換期に農業収入を上げるといっても一朝一夕にはできません。収入を上げるためにはどのような手を打つか、農業者自身、また関係者が一丸となり課題解決に取り組まなければなりません。

国の採択要件に該当する有効な補助事業の導入実施、ソフト対策面での事業活用、またハード面での対策など、ハード対策の一つとしてまず基盤の整備が考えられます。圃場整備を行うことにより狭小で畝まちの悪い区画の解消、また用排水路の整備、排水路、農道の整備が同時に施工できます。

その結果、農地にあっては貸し手、借り手の調整がスムーズに運び、貸し手にあっては貸すことにより農業へ投資する経費が減少し、農外収入を農業に当てることなく、借り手にあっては農地の規模拡大につながり生産性が上がります。結果、収益増にもつながります。地域の道路も整備されますし、用水も整備され導水もよくなります。ただ、このような農業事情ですから、圃場整備を推進していく中でいろいろな諸事情もございます。

現在、まんのう町内で実施しております土地改良事業に、平成15年度から平成23年度までを第1期、平成24年度から平成29年度までを第2期とした県営中山間地域総合整備事業を事業計画に沿って取り組んでおります。この事業の中で圃場整備事業も取り組んでおるところでございます。

国の制度により事業は実施できますことから、地域での機運が高まり、地域での話し合いがまとまり、事業実施の要望があるところはぜひとも計画していただきたいと思っております。

ります。

町といたしましては、圃場整備を推進していくことは当然の使命と考えておりますが、土地改良事業は基本的に地元の要望に基づき実施をいたしております。

そのようなことから、事業に取り組む地域のリーダーは大変ですが、地域での話し合いを進めていただき、圃場整備の趣旨を共通理解のもと進めていただきたいと考えております。

なお、町といたしましては、地域がまとまり取り組んでいく上では、できるだけ地域間での水田等の区画及び道路、水路の計画にあっては地域の実情を踏まえながら、将来を見据えた全体像を念頭に置いて事業推進してまいりたいと、そのように考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、町長の答弁の中で、森林整備に森林組合等の協力をいただきながら、しかし町としても幾らかのやっばり費用を出して整備をするお気持ちがあるのか。これ、山と海とは一体でございます。山から降雨があつて、腐葉土が流れて、その中にプランクトンが海へ出る。海の魚が大きくなる。漁師がそれで生活できる。これ、一体感があるわけです。したがって、やっばり環境税、森林環境税は当然私は話をすべきでないかと。これは地域の中讃広域なら中讃広域の中で、そういう話を出していただくお気持ちがあるのかないのか。森林組合に対して町がもう少し上乘せする、予算をつける意思があるのかないのか、これが一つ。

ダムは、私、ことし8月、あんまり雨が多かったので、聞きにくかったから聞かなかつたんですが、さすが町長さん、そこらお察しいただいたと思います。ダムはやっばり河川が一級河川の土器川、二級河川の金倉川、財田川、しかし延長は、私も、これ、初めてわかつたんですが、一級河川より財田川のほうが延長が長いんです。集水面積も財田川が多いんです。ということは支流が24カ所、土器川の倍以上あるんです。私が、常々、ダムは通告してなかつたんですが、町長さんが水資源の確保ということでしましたからお聞きしますが、当然適当な場所につくると。こうなつてきますと、方法論として当然早明浦から香川用水が入ってます。それを県のほうは100%利用しようと、そういう気持ちはわかるんです、投資しておるわけですから。しかし、それは水がある時の話に限って有効利用してくださいよということであつて、早明浦に水がなくなれば、1次、2次、3次と制限がかかつてくるわけです。本来、本当に欲しいのは渇水のとくに要るんであつて、早明浦が満水100%、香川県まんのう町も降雨が8月の雨ほど毎日に近いほど雨が降つておるのに、水が要るわけでないんです。よく考えないといけないのは、渇水のときの水をどうするかというのが問題なんです、香川県としても。ですからまんのう町の地域内にある森林の中でダムをつくつて、香川用水に水を乗せてあげる。渇水のとときには香川県の自己水源を浜田知事に理解していただく。これが私は一番だと思ひます。

したがって、今、話は私もおぼろげながらわかつておるんですが、当然財田川でいきま

すと、三豊、観音寺がこの財田川の協議会の中でまんのう町と2市1町で構成するわけですが、市、町、3人の中でいろいろお話しする前に、担当のほうでもいろいろ話せないかんとお思います、そういうものを積極的にまずは地元体制から入っていける。これ、協議会があるわけですから、当然話乗せていけるわけですから、香川県の水源、まんのう町にも必要以上の水は要らないわけですから、まんのう町に足りない分はいただく。しかし、残りは県が使ってくださいと。基本的にはまんのう町の地区内にある森林から出てくる水をダムとして貯水しておいて、香川用水が制限がかかったときには乗せてあげたらいいわけですから。そこらへんは、財田川にダムをつくとすれば、財田川協議会の中でこういう構想を持ってどうでしょうかというお話をまず地元でしていく。しかし、県知事にもそれは理解してもらおうように、県のほうへ先に行ってもなかなか地元のほうを抜きにはいかんと思おいますから、そこらは的確に判断を間違わないようお願いしたいなど、そのように、私、きのうの話でないけど、本当に水のないところは農業やろうと思おってもできないですから、生活しようにもできない地域や国があるわけですから。まず水が第一の生命線です。それをお考おえいただきたい。

それと圃場整備、これ、さっき、私、言ったときに、これは当然構想図ですが、私が言おいたのは、特に町長さんのほうへ向けて言おないかんのやけど、圃場整備をここでやるとします、ワンブロックを、ここで。しかし全体図を私が描おいてくださいよと申し上げるのは、これは道が通れなくなるんです、この地区だけで考おえよつたら、例えおの話。こういう全体像を描おいて、その中でいかなんだら、これは幹線道路、幹線水路がつながらん。思おい思おいに各地区でやつたんではいかんから、基本的には、これはちょっと本当の構想図の仮なんです。金が必要ないような図面なんです、きちんとしたものをこしらえて、みんなに、所有権者に見せて説明するのもおいかなものかなと。こことこことが通れなんだらいかんのです、ずっと。幹線排水路、ゆがみまわつてクランクになって水が流れたんではいかんわけですから、やっぱりここで圃場整備をする。じゃあこつちとの関連性もこうなりますよというよな形で、全体の図面をつくつていただきたい。白塗りのところで当然全くできませんというところはもう抜いたらいいんです。金をかける必要はないわけです。図面をこしらえるんだつたら、また金がかかるわけです。しかし地元へ行って話をするのにお、そういう話をしなきゃ、思おい思おいの話ではいかん。私が言うんであれば、一番上流からモデル地区、まずここへすぽんとすばらしいやつをこしらえる。全体の絵は先に要りますけど、このブロックでモデル地区としてぽんとやる。これをみんなが見て、これ、圃場整備せななんだら、どうしてもこれから先はさっぱりいかんぞと、こういう認識になつていただきたい。そうでなかつたら、なかなか説得に行つたつて、もう農業どつちみちだめですわと、こうなるんです。私も仲南のときに一番ようけ行つたのが37回、1軒のところへ。10回や15回はもうざらです。一番道がどうしても通らん、小屋があつて。小屋を移動してくださいというのにお、その小屋はうちに必要だといつて何ぼにもものいてくれんから、その話だけに37回、私、行つたんです。人間はやっぱり熱意があれば、向こ

うがもう川原、37回も来たらしようがないわと、こうなるんです。ぜひ町長、お願いしたいんです。モデル地区をつくる。そこでぼつとやったら、皆さんがまたその気になっていただける。ここでもうかる、利益の上がるものをつくらせたらいいんです。ほんなら担当課のほうもきちんとやれと。そういうことをぜひ町長が指示していただけるかどうか。まずはこの図面がないのに、ところどころへ行ってどうですかといっても、なかなかみんなぴんとこない。どう思いますか。ぜひこれをそういう構想のもとで、これはどうでしょうかねとか、こういうお話でしていただけないかなと。これは、町長さん、今の担当の者が行ったらいいわけです。でも図面が要るのに、図面もこしらえませんかと言われたんでは、私、どうしようもない。図面もまず全体像を考えて、先ほどのゲリラ豪雨を踏まえて排水をきちんとつくる。まんのう町には生命、財産、そういうものはきちんと守りますよというような全体像の図面をつくって、圃場整備をやってください。どうですか。地域に持ち上げていけるお気持ちがあるかどうか、これをお聞かせください。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まず一番目の森林の整備の補助についてでございますが、これにつきましては、昨年もことしもいろいろ西部森林組合、また仲南町森林組合が行う事業に対しまして補助もいたしておりますし、新しく、先ほど申しましたように、県の間伐に上乘せをしたような事業もやっておりますし、今後の進展によりましては、それ以上の補助、また支援というものを十分考えていきたいと思っております。

そして、それにはやはり森林環境税が非常に重要になってくると思っております。議会のほうでも森林環境税の全国大会にも出席をしていただいて、いろいろ議論を深めておるところでありますし、町村会のほうでも県議会のほうへも、県のほうで森林環境税をつくってほしいということは、再三、重点項目として要望もいたしておるところでございますが、なかなか一部反対等もあって難しいようでございますが、これにつきましても粘り強く、根気よく県に要望をしてまいりたいと思っております。

○川原茂行議員 環境税のところ、こっちだけで、中讃広域のこの財田川、金倉川と土器川と、こういうような格好で話できないですか。個人的にも、上じゃなくて水面下で。

○栗田町長 森林環境税のことにつきましては、全体的に県のほうで環境税をつくっていただきたいということで申し入れをいたしております。

また、次の2番目であります。水資源の確保、これは香川用水、吉野川に頼るのではなく、県独自の自己水源を持つべきであるという考え、まったくそのとおりであろうと思っております。その自己水源を持つ候補地として、この中讃地区が一番最適な場所があるということで、それは私も認識をいたしております。

そういったことで、川原議員さんも一緒になって、昨年の財田川防災協議会のときには、たしか三豊の市町さんはおられたんですが、観音寺の市長さんは副市長さんでしたが、まんのう町としてこういう構想があるんだということを説明させていただいて、御理解はい

ただいておりますものと思っておりますので、今後、一層県等に働きかけていきたいと思っておりますし、香川県の町村議長会の会のほうからも、県のほうへ重点要望として中讃地区へのダムの建設ということも、去年も要望していただいておりますし、最重点項目の中の一つに入って、町村会とあわせて一緒にその実現に向けて要望を続けてまいりたいと、このように思っております。

3番目の圃場整備についての御質問でございますが、この圃場整備につきましては、何年か前ですが、国のほうでこの中讃、西讃にかけて圃場整備をやろうということで、いろいろ地域ごとのアンケート調査もとって、それぞれの地域の意向調査もしてまいりました。そういった中で、なかなか国営事業で全てやるというのは難しいということで実現はできませんでしたが、そのときのいろいろなアンケートの資料、またそのときのその地域のそれぞれの温度差もありました。そのときもぜひやってみたいというような地域もありました。しかしながら、国営では取り組むのが非常に難しいということでありましたので、今、我々が考えておりますのは、県営事業、また今、まんのう町が取り組んでおります中山間の地域総合整備事業でぜひ圃場整備にも取り組んでいただきたいということで、今、いろいろ話をしておるところでありまして、実際にその中山間地域総合整備事業でも圃場整備を実際に行っております。ことしはまんのう町の寺下でも、余り大きくはありませんが、圃場整備もやることになっておりますし、琴南地区等々でも、機運が盛り上がったところからは始めておるところでございますし、今後とも圃場整備の重要性を地元にしっかりと話をして推進をしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○川原茂行議員 1点、こういう全体図面をこしらえる意思があるのか。

○栗田町長 川原議員さんのお尋ねの全体像の図面でございますが、一応、お話があって、何年か前にその図面は土地改良連合会のほうに資料といえますか、航空写真等がありますので、そういう図面をつくっていただきましたが、まずその図面をもとにいろいろ話をさせていただくということで、全体の図面をもう少し詳しいものということになりますと、相当のお金もかかりますし、県、国等のそういった計画に対する補助金等があれば、ぜひやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 もう時間がないようですので、まず森林整備について担当課長のほうへも十分指示を出していただく、こういうことでございます。ダムの建設、水資源の確保についても三豊、観音寺との話は深く突っ込みながら、私も農水省のほうへいろいろ話、電話ぐらいせえというのであれば、町長さん、御存じだと思いますので、いつでもいたしますので、ぜひこのゲリラ豪雨の対策を、圃場整備をすれば一緒に解消しますので、とうとい生命、財産を、まんのう町の中からそういう悲劇が起きないように、ぜひお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は全て終わりました。

休憩をとります。議場の時計で2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

今回、質問者最後になりますけども、4番、合田正夫君の質問を許可いたします。

○合田正夫議員 私の質問は、もうみんながしとることも当てはまりますけど、それなりの人間の考え方があるので、今から議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は水と電気と食べるものがあつたら人間は生活ができると、そういう観点から質問させていただきます。

我が町は災害が少ないけれども、この間のような想定外の災害が起こったことに対しても関係しておりますので、よろしくをお願いします。

今後、先を見詰めて考える必要がある。森林を守る政策、水の確保、農業を守る政策、住宅地と分けて考えなければならない。水、電気、食べ物で、やっぱりさっきも川原議員が言ったように、ダムは必要と考えております。今は仲南地区のダムを言ったと思いますが、私は前の川のダムのことで質問させていただきます。

今から10年以上前に、県から公園にするといって宅地を6反余り県が買ってあります。そこまでしてなぜダムがとまったのか。やっぱり水の確保をするためには前の川のダムをつくる必要があると思うので、なぜとまったかという説明をまずしていただきたい。

それと、まず一つ、田んぼの問題。次に、我が町には満濃池の重要な宝がある。まんのう公園、森林公園があり、恵まれた観光資源を生かしていない。満濃池周辺整備をして、人を呼び込む政策が必要と思う。先を見据えた町長の答弁をお願いしたい。

町長は前にも言っておったように、満濃池周辺の道をずっとつくってするというのもまだ聞いてないので、そういうのも答弁が欲しいと思います。

農業問題では、米の値段は下がる、農家を継ぐ者が減っていく、生活が苦しくなる、米、麦の値段がどんどん下がる。国の政策では金がずんずんずん下がっていく。どないに考えたって、これ、農家の人間を殺すような政策だと思います。だから私は森林、農地、住宅地に分けて整備していく必要があると思う。まず四条地区、吉野地区は都市計画地域には入っております。その中で、この南の線を境に都市計画地域と農振地域に分かれております。川原議員は圃場整備が必要と。私も圃場整備には賛成しますが、都市計画地域内は住宅地として、今後、何年か先を見据えて考えていく必要があると思うが、町長の考えをお聞きしたい。

それと、町道の修繕、舗装工事を増額して、生活道を早急にすべきと思うが、町長の考えを聞きたい。

交通対策については、横断歩道で私も朝はずっと子供の交通整理に立っております。そ

のときでも、車の運転をしているものが、子供や年寄りが来たらどこでも車がとまってくれるのは、ほんまに1人ぐらいです、10人の間で。9割がなかなかとまりません。そういうマナーを守るために、自転車もまだ右側通行で通っているものを見かけるので、広報誌なりオフトークで朝の通勤時間帯と帰りの下校時間には横断歩道をよく見て運転するようなマナーを守ってほしいということ、一般町民に知らせてほしいと思います。

それから、県道、国道、まずここの吉野から琴南に上がっておる線、また長尾線は国道になっております。そういう歩道整備の進捗状況。子供や年寄りが通るのに危ないと思うので、どの程度、歩道整備ができていますか。それから、この長炭地区においても佐岡地区は四条の小学校へ来ている子供もいる。長炭の小学校へ行っている生徒もいる。そういう観点で歩道がない、県道で。それからまた国道でも、長尾地区で一部行っておるのが途中でとまっておる。そういう状況も、なぜとまっているかを聞かせてほしい。

それから、今後、歩道は必要なので、県に強く言って、少しずつでもしていってこれるんはわかるんですが、やっぱり安全を守るために、早急にできるように働きかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田正夫議員の今後の町政運営についての御質問にお答えいたします。

まず、農業問題として耕作放棄地についての御質問がありました。

農業の現状を見てもみますと、農業従事者の減少、高齢化、また農産物価格の低迷などから、遊休農地、耕作放棄地が拡大しており、農業センサスでの町内耕作放棄地面積は268ヘクタールとなっております。耕作放棄地につきましては、地域の環境にも悪影響を及ぼしており、その解消が課題となっております。

今年度から国において、農業、農村の有する多面的機能の維持、発展を図るための政策として、農地のり面の草刈りや用水ざらいなど多面的機能を維持するための共同活動、また水路、農道等の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動を対象とした多面的機能支払制度が仕組みられましたので、推進しておるところでございます。

耕作放棄地対策といたしましては、規模拡大志向農業者への情報提供や集落営農による地域での取り組みの推進、また耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用などにより解消を図るとともに、農地法の改正により、農業委員会が所有者に対し自作するか、農地中間管理事業を利用するかなど、農地の利用意向調査を行い、その結果に基づき農地中間管理機構との協議を行うなどの措置を講じることになります。

新たに設置された農地中間管理機構と連携して、農地の有効利用、耕作放棄地の解消に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、農業振興地域制度につきましては、昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律が施行され、旧3町において昭和44年度から昭和47年度において農業振興地域整備計画が策定され、農業を振興すべき地域を定めており、その地域において国、県の農林補助事業を活用した圃場整備、農道、水路整備など農業生産基盤整備、ため池整備など農用

地等の保全整備、カントリーエレベーター等の近代化施設整備などのハード事業や農地集積支援等ソフト事業の実施により、生産性の高い農地の確保、担い手の確保に努めておるところでございます。

先ほどの農地中間管理機構の事業実施範囲も農業振興地域内となっており、地域内農地について貸し手、借り手の掘り起こしを行っております。

また、四條地区など都市化が進んでいる農業振興地域外の都市計画区域においては、公共下水道エリアとして下水道が整備され、住環境整備が行われております。

このように農業を振興する地域と都市として整備する区域を線引きし、農業を振興する地域は農業関係事業予算で整備を行い、他の都市計画区域においては公共事業予算により整備を図ってまいります。

なお、農業振興地域の農用地除外につきましては、県と協議の上、個別除外案件として取り扱っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、観光問題として満濃池周辺整備についての御質問でございます。

満濃池周辺には国営讃岐まんのう公園、県満濃池森林公園、かりん広場、かりん会館、かりん亭、ほたる見公園など国、県、町の施設があり、それらの連携が重要と考えております。

このたび、まんのう公園が中心となり満濃池土地改良区を含めた連絡会を開き、満濃池周辺施設の情報提供をまんのう公園ホームページを活用して行うことになりましたので、今まで以上に多くの方に満濃池周辺の施設を御案内できるものと思います。

また、平成29年秋には第41回全国育樹祭が香川県で行われることになりました。育樹祭は植樹祭とペアとなっておるところでございます。昭和63年第39回全国植樹祭が県営満濃池森林公園で実施されたことから、育樹祭も満濃池周辺を会場とする可能性が高くなっており、満濃池周遊道を含めた第2期の満濃池整備計画に関する協議会を本年度中に設置し、満濃池周辺整備を早期に取り組みたいと考えております。その中で、満濃池一周の遊歩道等についても、十分検討していきたいと考えておるところでございます。

次に、町道の修繕についての御質問でございます。

町道の修繕につきましては、毎年度、計画的に維持修繕を実施しております。しかしながら、町内の舗装修繕に限っては同時期に施工した路線がかなりございまして、その傷みぐあいも交通量に関係しますが、どの路線も経年劣化によりかなり傷んでおります。

このような状況ではございますが、予算の範囲内での実施となることから、現地調査を行い、傷みの激しい道路から順次維持工事を行っております。これから先も舗装修繕については、現地において劣化の程度を確認し、また修繕の時期も集中しないよう計画的に実施してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、歩道整備についての御質問でございます。

歩道の整備については、近年の交通量の増加に伴い、歩行者の安全確保のため極めて重要な整備工事と位置づけております。地域からの要望もたくさんいただいております。町

内で歩道整備を実施しております道路管理者は主に国、県でございます。

国においては、ほぼ全ての国道で歩道の整備は実施できております。まんのう町内での歩道整備工事を実施している道路は、県管理の国道、県道でございます。通学路に指定されている道路の歩道整備は、児童生徒の安全を図るためには特に重要でございます。

なお、事業の実施に当たりましては、地権者の協力をいただけたところから計画的に整備工事を行っております。

歩道の整備、道路改良の整備のためには用地の協力が必要であります。地域の皆様に協力いただき順調に工事は進んでおりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事業化できていない要望箇所もございますが、現在、実施中の工事箇所の延伸を図るとともに、新規に事業化の箇所等については、香川県とともどもに事業の円滑な進捗を図るため、双方協力して整備を進めてまいりたいと考えております。

また、町道の安全対策についても、危険箇所を早期に確認し、通行の安全を図ってまいります。

次に、交通安全対策についてでございます。

横断歩道では、本来、歩行者がいれば車両は停止して歩行者の通行の妨げになってはならないとなっておりますが、役場西口の県道にある横断歩道でも実感することですが、歩行者がいてもほとんどの車はとまる気配がないように感じます。これはれっきとした道路交通法違反で横断歩行者妨害になるわけですが、これが香川県の交通マナーの悪さの実態であり、全国交通死亡事故ワースト県の一つでもあると考えます。ほかにも曲がる時にウインカーを出さない、もしくは直前まで出さない、特に危険なのは交差点などにおいて信号が赤になってもとまる気配がない車など、目に余るものがあります。これらは交通弱者である子供や高齢者には大変怖い存在であり、残念ながら危険回避能力を身につけていただくしかありません。このことから、香川県警には交通安全パトロールをしっかりと行っただけのよう強く要望してまいりたいと思います。

交通安全は地道な活動ではありますが、継続は力なりを合い言葉として、交通安全活動に日夜御努力いただいておりますボランティアの人たちとの連携を密にし、より一層取り組みやすい環境の整備、また交通安全教育、啓発の推進を継続して、事故のない安心安全のまちづくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、前の川ダムについての御質問でございましたが、議員さん御指摘のように、これは国のほうの国営事業ダムとして取り組んでいただいております。議員さん御指摘のように、かなりの用地買収とか事前の調査等々もかなりの金額を入れて調査を行ったところでございますが、国の方針ということで、国営のダムは国のほうの通達で中止になったというふう聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○合田正夫議員 今後、どんなにしていくん。

○栗田町長 合田議員さんの質問にお答えします。

前の川ダムにつきましては、国の方針で中止となったことではありますが、県も我々とい

たしましても、これはどうしても必要であるということで、今、土器川総合開発整備計画ということで期成会もまだ残っておりますし、粘り強くまた新しく工事を再開していただけるように、地道に努力をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 田んぼとか町道のあれはこれからやっていってくれるというので、なるべく生活道であるので早くしてほしいと思います。

それから、観光面で、満濃池には番外の寺がありますね。それとか満濃池周辺も、この間も委員会で出ておるが、木檜池は釣り大会をしようと。満濃池も釣り大会をしてはどうかというのでも聞きたいので、それをどのように考えておるか、町長の答弁を。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

特にまんのう町内の生活道路の維持補修につきましては、できる限り早く行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、合田議員さんから、今、御提案がありました、満濃池で釣り大会をしてはどうかというような御提案でございますが、たしか平成10年の国営公園がオープンするときには、商工会のほうでバス釣り大会というのを計画して、私もお手伝いをさせていただいた記憶があるんですが、そういった大会は1回やったことがございます。

また、そのころまでは、満濃池土地改良区の許可書があれば、満濃池で魚を釣ることもできておりましたが、その後、その許可権も満濃池土地改良区ではもう発行しないというようなことに今現在なっておりますので、我々としては満濃池土地改良区のほうへもいろんな面で有効活用したらどうかというような提言はいたしておりますが、満濃池土地改良区のほうはあくまでもかんがい用水のため池ということで、そういった方向で活用していきたいということで、今のところ話し合いは平行線の状況でございます。

○関洋三議長 再質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 今、町長が言ったように、一遍できて後はできんと言って、これは結局、満濃池とか水利のほうへ金を払ったらかまんのと思うんやけど、そういう話し合いをしたんかせんのか、金を納めてでもそういうことはできないというのかどうか。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 当然、そういう大会をするということで使用させていただくということになると、幾らかの使用料等も要るのかとは思いますが、現在のところでは、金銭面よりは、満濃池土地改良区としては、観光面でなくて、あくまでもかんがい用水といいますか、ため池として使っていきたいというようなことでございますので、我々としてもせっかくまんのう町にある貴重な資源でございますので、十分有効活用していくように、これからも粘り強くいろいろ話をさせていただきたいと、このように思っております。

そういったこともあって、我々町執行部と満濃池の関係者とも、年に2回ほどはいろいろ懇親会もして、意見交換等もしておるところでございますので、また機会あるごとに話

をするし、またそれについても特別十分話もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの前の川ダムにつきましては、国の治水対策の現状として、平成24年7月に策定した土器川水系整備計画に基づき、今後、いろいろ対策を練っておるところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 それと、お寺もあり、結局、観光バス会社、そういう旅行会社へ町のほうから働きかけて、まんのう町へ来てくれるように、お寺もあり、かりん会館も何もあるんやけん、来て、昼の飯ぐらいはかりん亭で食べてもらうようにしたら、かりん亭も潤うと思うんで、そういうことは町に働きかけていかなんたらできんことで、何でもしてみんことにはいい悪いが出てこんので、何からでもしていくことをせなんたら、何ちゃわからん。それは町長の考え方一つ。まんのう池にしたって、満濃池がいかんいうたって、町長がやれいうたらかまんやん。何でいカんの。それぐらいはやっぱりちっと言っって、満濃池に人を寄せられるような政策をしていくのも町長の仕事やと思うんで、町長はまんのう町の長やきに、結局、町長の東京への出張が1カ月にでも多いわな、あれ。それはよその町長とか市長とか町長ほどは行きよらんやけど、そういうときにどういうあれで多いのか、また行ったときに、何で国の方針としては、結局、農地にしてでも何にしてでも田んぼのあれやったら、東日本とか1人が100町も200町もつくっりよるようなところの政策に使う金を出っしよるわけや。こなな香川県やまんのう町のこんまいところで、ちとこぼすのには出してくれんのやけん、東京へせっかく行っしよるんやったら、そういう金をまんのう町へもろてきてもろて、まんのう町が潤うような政策をするのが町長の役目と思うが、そこら辺の答弁を一つ。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町には議員さん御指摘のように、まだまだ埋もれた貴重な資源、観光資源がたくさんございます。番外の神野寺もその一つであろうかとは思いますが。これからはまんのう町も観光にも力を入れていかなければいけないと十分わかっておりますので、いろいろなパンフレット、またホームページ等々からも十分全国発信をしていきたいなど、このように思っております。

また、東京へたびたび行っしよるがという話でございますが、ちょうど今、私、香川県の町村会の会長もしております、まず月に1回は全国の会議が東京であるということでありますし、もう一つ、県の国保連合会の理事長もしておりますので、特にこの一、二年、そういう役職についておりますので行く機会が多いということでございますし、そのときは必ず事務局が一緒に行きますし、つい先般も中山間地域総合整備事業の中四国の連絡協議会の会長ということで、うち池田課長、また大西補佐とも一緒に東京のほうへ行って、そのときには県のほうの事務局も来るし、あと中国の代表、四国の代表の町長さんとも一

緒に農林水産省のほうに行って要望に回ったところでございます。そういった機会も捉えて、まんのう町のPRを十分にしていきたいと、このように思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 まずは今から先、何年かで、私が最初に言った森林と農地、それと住宅をやっぱり固めていく必要があると思うが、そこら辺は町長の考えとしてはどんなに思っておるか聞きたいのと、前の川のダムにしたって、県が6反余り買っておるところを、10年余りそのままほったらかしにしとった。それを去年、私が県のほうへ言って、木を切ってもらいました。そうやないと、そこらの田んぼやなんやかしイノシシに食べられてしまって、イノシシのおる場になって、県にそういう公園をつくるというしとったもんやったら、年に一遍ぐらいは草刈りとか木を切ったり何やかんやするのが当たり前やと思う。そういうのをやっぱりまんのう町の町長やきに、そういう細かいことまで考えてこれからやってもらわないかんで、もう一遍、どなた、これから先、まんのう町を私はこうしますというビジョンをちょっと教えてもらいたい。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

まず、前の川ダムができるということの構想のもとに、県が先行取得をしておいた土地があるということでございます。それは当然県の管理でございますので、十分周辺住民の方に迷惑にならないようにきちんと管理をしていただくように、これは県のほうに重々申し伝えたいと思います。

また、2点目でございますが、合田議員さんおっしゃるように、まんのう町もかなり高篠、四条を中心に人口がふえております。人口がふえておるといのは、ひいてはまんのう町に住みやすいということで、宅地を求めて、特に子育て世代の若い方々がまんのう町に住んでいただいておりますということで、非常に感謝をいたしておるところでございます。

そういったことで、町の施策として農地を保護していくことも非常に重要ではありますが、その反面、町の定住促進、また子育て世代の若い家族を町のほうへ誘致するということに対しては、四条、高篠地区での宅地造成の支援というのも非常にこれから重要になってくるかなと思っておりますので、今まで私もいろいろ話を聞いておりますと、特に四条、高篠のほうでは非常に住みやすいから宅地が欲しいということで、かなりいろいろな業者さんから農地を宅地にしたいというような申し出がありますが、いろんなしがらみといたしますか、規制があつて、なかなか実際宅地にできていない地域がたくさんございます。そういったことは町の発展のためにも、今後、一度都市計画区域等も見直して、そういった地域も何とか開発できるようになることも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 これ、しつこいようなけれども、今後、満濃池を中心としたことも視

野に入れて考えていただきたい。

また、都市計画地域内の農振地域の中にあっても、結局、学校や何やかいが近いところには、大抵もう住宅を建てたいというのは一般的なあれですので、農振地域であってもできるようなことを県なり国なりに聞いてしてもらいたいと思います。

国道の長尾の地区でストップになっておったんは、何か問題があってストップになるんか、それは前みたいに進んでいくんかいかんのか、それを聞くのを忘れておったので。岡田からずっと琴南に行つとる。長尾で途中でとまつとるわ、歩道が。かりん温泉のところからずっと東に入っていったところ辺で、あそこでとまつとるわ。あそこから上、歩道や何ちゃできてないが、そういうのを。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

今、御質問があったのは、国道438号だと思います。県の管理ということで、順次、歩道の整備をしておりますが、ちょっと詳しいことについては、担当課長のほうより説明させていただきたいと思います。

○関洋三議長 担当、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

国道438号でございますけれども、これが一応工区が、現在、交通安全でありますと、5工区で実施しております。一つが長尾、これは佐岡地区でございます。それから江畑口でやっております。それと下内田と常包地区と中通と、こういったところでやっております。それぞれ実施時期が24年から開始されたものもございまして、26年度からの着手の箇所もございまして、そういったようなところでありまして、先ほど申されました、部分的に先線が残っておるといふところも、こういった箇所が、今、申し上げましたのは、交通安全、ほかに炭所東琴平線等もございまして、多くの箇所のほうを施工しているところがございますので、そういったところが一つ一つ終わって行って、それで事業化できるということになりましたら、続き、またかかっていけると思っております。そういったような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○合田正夫議員 中学校の向こうら辺はどなんなつとんかな。

○池田建設土地改良課長 中学校の南側手ですか。炭所東琴平線でございますけれども、今、ちょうど中学校の入り口付近でございますが、それにつきましては26年度で用地のほうの関係をやっております。それで、一応予定としては27年度の工事着手と、そういったようなことを県から聞いております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 最後に、大体前を向いて行きよるような回答が出てきたんで、町長はやっぱりまんのう町のトップやきに、町長の考えでどんどん進めていってもろて、やっぱり町民が楽な暮らしができるような政策をしてもらいたいと思います。それで私も終わりにします。

○**関洋三議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 合田議員さんの質問にお答えいたします。

私もまんのう町のかじ取り役でございます。まんのう町民の皆さん方が、住んでいてよかった、長生きをされていてよかった、このまんのう町に住んでいてよかったと思っていただけのような政策を、これからも議員さんと一緒になってやっていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○**関洋三議長** 以上で、4番、合田正夫君の発言は終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は9月24日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月11日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員